

令和3年第3回

定例会会議録

会 期

令和3年9月10日（金）から
令和3年9月29日（水）まで

会 議 日

令和3年9月10日（金）
令和3年9月16日（木）
令和3年9月29日（水）

東 串 良 町 議 会

令和3年第3回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和3年9月10日 午前10時25分
散 会 令和3年9月10日 午前11時04分

出席議員（10人）

1番 小川香織	2番 児玉勇治
3番 瀬戸山譲一	4番 牧原完治
5番 西園貞美	6番 泊重巳
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 泊重巳 7番 前田隆

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋啓子 書記 大園保広

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順	住民課長	田尾勝
副町長	畠中勇一郎	企画課長	中島孝一
教育長	天神康男	農地課長兼農業委員会事務局長	駿河崎哲郎
会計管理者	有嶋義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田輝幸
総務課長	江口勝志	社会教育課長	吉留潤一郎
農林水産課長	瀬戸山雅樹	総務課長補佐	上野史生
福祉課長	吉永広史	代表監査委員	児玉愛司
税務課長	東水流勝		
建設課長	宮地利行		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発委第 5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 議案第36号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第 9 議案第37号 東串良町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第38号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第39号 令和 3 年度東串良町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 12 議案第40号 令和 3 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第41号 令和 3 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第42号 令和 3 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第43号 令和 3 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 報告第 2号 令和 2 年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 17 認定第 1号 令和 2 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 2号 令和 2 年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 3号 令和 2 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 20 認定第 4号 令和 2 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 5号 令和 2 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 6号 令和 2 年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

会 議 の 経 過

開 会 午前10時25分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和3年第3回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番 泊 重巳議員及び7番 前田 隆議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月29日までの20日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月29日までの20日間に決定しました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
本日までに受理した陳情の2件は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、総務民生常任委員会に付託しましたので、報告します。  
また、議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省

略します。

◆ 日程第4 発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

議 長（田之畑）

日程第4 発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

新型コロナウイルスに係る調査特別委員会委員長 上園ミキ議員。

8番 上園ミキ議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました、発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、趣旨説明いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いています。こうした中、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。そのため、国において令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、地方税財源の充実を確実に実現されるよう要望するものです。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実

## 会 議 の 経 過

を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました、発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長 (田之畑)

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

東串良町岩弘1938番地の野口美保さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

提案理由は、人権擁護委員の任期満了により、委員を推薦するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。
これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。
本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。
したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長 (田之畑)

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。  
町長の説明を求めます。  
町長。

町 長 (宮 原)

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。  
東申良町川東1594番地の末村玲子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。  
提案理由は、人権擁護委員の任期満了により、委員を推薦するものでございます。  
御審議くださるようよろしくお願いいたします。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。  
本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町手数料条例の一部を改正する条例）

議 長（田之畑）

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例）を議題とします。
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。
町長。

町 長（宮 原）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。
デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、東串良町が手数料条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項

会 議 の 経 過

の規定に基づき、別紙のとおり、東串良町手数料条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項により報告し、承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東串良町手数料徴収条例の一部を改正する条例）を採決します。
本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本件は承認することに決定されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 8 議案第36号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
 - ◆ 日程第 9 議案第37号 東串良町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
 - ◆ 日程第10 議案第38号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第8 議案第36号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

会 議 の 経 過

から日程第10 議案第38号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、ただいま議題となりました議案第36号から議案第38号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第36号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、御説明申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことにより、東串良町過疎地域持続的発展計画案を別紙のとおり策定いたしましたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

次に、議案第37号 東串良町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、固定資産税の課税免除等について、条例を制定するものです。よろしくお願いたします。

最後に、議案第38号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

字句の改め、及び管理センターのデッキテラスとその周辺での一体的な行商等を行う場合の使用料を定める必要が生じたため条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (田之畑)

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第11 議案第39号 令和3年度東串良町一般会計補正予算 (第5号)
 - ◆ 日程第12 議案第40号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
 - ◆ 日程第13 議案第41号 令和3年度東串良町介護保険事業 (保険事業勘定) 特別会計補正予算 (第2号)
 - ◆ 日程第14 議案第42号 令和3年度東串良町介護保険事業 (サービス事業勘定) 特別会計補正予算 (第1号)
 - ◆ 日程第15 議案第43号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

日程第11 議案第39号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）から
日程第15 議案第43号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）までの5件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、議案第39号から議案第43号までを御説明申し上げます。

議案第39号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7億2,942万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ62億4,300万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるところでございます。

また、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

次に、議案第40号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,818万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ10億8,896万5,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

次に、議案第41号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億9,869万3,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

次に、議案第42号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ662万1,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

最後に、議案第43号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

会 議 の 経 過

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億580万7,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第16 報告第2号 令和2年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長（田之畑）

日程第16 報告第2号 令和2年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

報告第2号 令和2年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告いたします。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額が共に黒字であり、良好な状態でございます。

次に、実質公債費比率は、早期健全化基準25%に対し、本町は7.8%であり、良好な状態でございます。

次に、将来負担比率は、早期健全化基準350%に対し、本町はマイナス29.6%であり、良好な状態でございます。

最後に、簡易水道事業から移行された水道事業の資金不足比率は、資金不足はなく、良好な状態でございます。

以上で、報告を終わります。よろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号 令和2年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

- ~~~~~
- ◆ 日程第17 認定第1号 令和2年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第18 認定第2号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第19 認定第3号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第20 認定第4号 令和2年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第21 認定第5号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第22 認定第6号 令和2年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議 長 (田之畑)

日程第17 認定第1号 令和2年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第22 認定第6号 令和2年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、ただいま議題となりました、認定第1号から認定第6号について、第1号から第5号までは地方自治法第233条第3項及び同法第241条第5項の規定により、第6号については、地方公営企業法第30条第4項及び同条第6項の規定により議会の認定に付すため、ここに別紙監査委員の意見を付して、決算書並びに関係書類を提出した次第でございます。

初めに、認定第1号 令和2年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額72億5,867万1,000円、調定額73億6,397万7,550円に対し、収入済額72億1,683万7,403円でございます。

また、不納欠損額870万734円、収入未済額1億3,844万3,413円で

## 会 議 の 経 過

あります。

次に、歳出合計におきましては、予算現額72億5,867万1,000円に対し、支出済額69億8,196万7,762円、翌年度繰越額1億613万4,000円、不用額1億7,056万9,238円でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、認定第2号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額10億8,088万8,000円、調定額11億3,836万1,524円に対し、収入済額10億9,900万6,907円でございます。

また、不納欠損額494万533円、収入未済額3,441万8,084円であります。

次に、歳出合計におきましては、予算現額10億8,088万8,000円に対し、支出済額10億4,546万5,764円、不用額3,542万2,236円でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、認定第3号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額8億9,439万6,000円、調定額9億5,280万1,338円に対し、収入済額9億4,865万9,428円でございます。

また、不納欠損額82万730円、収入未済額332万1,180円あります。

次に、歳出合計におきましては、予算現額8億9,439万6,000円に対し、支出済額8億6,488万2,512円、不用額2,951万3,488円でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、認定第4号 令和2年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額594万9,000円、調定額650万1,044円に対し、収入済額650万1,044円でございます。

不納欠損額及び収入未済額は、共にゼロ円です。

次に、歳出合計につきましては、予算現額594万9,000円に対し、支出済額542万9,138円、不用額51万9,862円でございます。よろしくお願ひいたします。

次に、認定第5号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額1億340万7,000円、調定額1億446万2,176円に対し、収入済額1億420万6,476円でございます。

また、不納欠損額はゼロ円、収入未済額は26万2,400円でございます。

次に、歳出合計につきましては、予算現額1億340万7,000円に対し、支出済額1億334万7,255円で、不用額5万9,745円でございます。よろしく

## 会 議 の 経 過

お願いいたします。

最後に、認定第6号 令和2年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入予算額9,822万3,000円に対し、決算額1億768万9,747円でございます。また、支出予算額1億3,116万円に対し、決算額1億1,984万9,986円、不用額1,131万14円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入予算額及び決算額はゼロ円。支出予算額5,219万1,000円に対し、決算額4,921万2,396円、不用額297万8,604円でございます。

最後に、特例的収入及び支出につきましては、収入予算額、決算額ともに、1,262万1,700円でございます。また、支出につきましては、予算額、決算額ともに1,194万3,020円、不用額ゼロ円でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから一括して質疑に入りますが、各件については、特別委員会を設置し、これに付託を予定しておりますので、お含みの上、御質疑願います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番 小川香織議員、2番 児玉勇治議員、3番 瀬戸山譲一議員、4番 牧原完治議員、

## 会 議 の 経 過

5番 西園貞美議員、7番 前田 隆議員、8番 上園ミキ議員、9番 宮地利雄議員、以上の8名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより決算審査特別委員会は、委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、議長は決算審査特別委員会を議員控室に招集します。なお、決算審査特別委員会の年長委員は、前田 隆議員であります。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時57分

— ◆ —  
再 開 午前11時04分

議 長 (田之畑)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に上園ミキ議員、副委員長に宮地利雄議員、以上のとおりです。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月16日午前10時より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前11時04分

令和3年第3回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和3年9月16日 午前10時00分
散 会 令和3年9月16日 午後 2時48分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 泊 重巳 7番 前田 隆

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋 啓子 書記 大園 保広

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	田尾 勝
副町長	畠中 勇一郎	企画課長	中島 孝一
教育長	天神 康男	農地課長兼農業委員会事務局長	前田 秀一
会計管理者	有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田 輝幸
総務課長	江口 勝志	社会教育課長	吉留 潤一郎
農林水産課長	瀬戸山 雅樹	総務課長補佐	上野 史生
福祉課長	吉永 広史		
税務課長	東水流 勝		
建設課長	宮地 利行		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
一般質問の目次	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第39号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 3 議案第40号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第41号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第42号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第43号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第39号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）

追加日程第1 発議第2号 議案第39号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）」に対する附帯決議（案）

日程第 3 議案第40号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 4 議案第41号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

日程第 5 議案第42号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

日程第 6 議案第43号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

一般質問の目次

質問者	質問事項	掲載ページ
宮地 利雄	1.デジタル化と地方自治について	p. 1～
	2.教育行政について	p. 7～
	3.福祉行政について	p. 11～
前田 隆	1.基腐病対策について	p. 12～
	2.新型コロナによる農業・商工業への対策について	p. 16～
上園 ミキ	1.新型コロナウイルス対策について	p. 18～
	2.避難所の整備について	p. 25～
西園 貞美	1.長雨による水稲の被害状況について	p. 27～
瀬戸山 譲一	1.東串良町水道事業について	p. 29～
	2.田んぼの空中散布について	p. 32～
小川 香織	1.行政事務のデジタル化について	p. 34～
	2.情報発信方法について	p. 37～
	3.ハラスメント対策について	p. 42～
	4.職員の教育対策について	p. 44～
	5.行政サービスのニーズ調査について	p. 46～
児玉 勇治	1.消防団について	p. 48～
	2.医療的ケア児について	p. 51～

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
9番 宮地利雄議員。  
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

本日は、私が1番くじを引きましたのでよろしくお願いをいたしておきます。

まず、通告しましたように、デジタル問題を今回取り上げました。私たちの世代は、いわゆるデジタルについては、なかなか苦手な分野であります。しかし、政府は9月1日にデジタル庁を発足させました。強力な権限を与えておりまして、しかも600名という大世帯の省庁が発足をしたわけでありまして、強力な権限を与えておりまして、恐らく地方行政は、これに大変な規模でひっかき回されるということになるのではないかと危惧いたしております。

そこで、我々も慣れない言葉もたくさん参考資料や新聞にも出ておりますので、答弁される側におきましては、なるべくゆっくりと平易な言葉になるように答弁をお願いしたいと思います。

まず現状ですが、マイナンバーカードの申請の状況です。既に担当課長から議会の全員協議会の席で鹿児島県内におけるマイナンバーカードの申請状況が一覧表が既に提出をされました。このカードを住民が持つことによる有利な側面というのは何なのか。テレビでもこのマイナンバーカードを持つことをコマーシャルで流しております。及び、何か不利な面というのがあるのか、現時点において考えられることがあれば、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。お答えします。

まず、マイナンバーカードを持つことの有利な面について述べますと、運転免許証を

## 会 議 の 経 過

持たない方にとっては身分証明書として利活用ができます。税金の確定申告を行う際にインターネットを利用して申請することもできます。同姓同名の方がいても番号があれば簡単に個人の特特定ができます。また、健康保険証として利用できるようにマイナンバーポータルから申請すれば、自分の特定健診情報や薬剤情報、医療費が確認できるようになります。去年9月に始まった5,000円分のマイナポイントについても今年12月まで使えます。現在、戸籍情報と住民票コードを関連づける作業が進んでおりまして、令和5年以降には社会保障手続において、戸籍謄本等の提出が省略できたり、本籍地以外の市町村で戸籍謄本等の発行ができるようになる予定でございます。

さらに、マイナンバーカードと運転免許証の一体化や銀行の口座とのひもづけが検討されたり、マイナンバーカードが便利になるような取組が進められております。

一方、マイナンバーカードを持つことの不利な面について述べますと、カードの盗難や紛失等により、暗証番号が分かれば個人情報や漏れたり、悪用されたりするケースが考えられます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ただいま答弁がありましたように、既に担当課長からも聞いておりますが、紛失した場合には、800円の料金が発生するというので、個人情報や漏れるという可能性もこの紛失によって広がるという問題も出てくると思われまして。このマイナンバーカードの申請について、総務省や県及びまだ発足したばかりの新たな省庁からの指示などはまだ来ていないと思っておりますけれども、市町村がこのマイナンバーカードの申請を東串良みたいに県内でもいいところと、進んでいないところと非常に差があるわけですが、進めば普及率が高いと、自治体に対する例えば補助金や交付金の引上げが行われるとか、あるいは低ければ進まなければ何らかのペナルティーなどがあるのかどうか、現時点においてはなさそうに思いますが、その辺の状況について、ペナルティーやあるいは何らかのメリットが自治体に対して、個人個人については、今町長も有利な面、不利な面を出されましたけれども、自治体に対して何らかのそういう措置が考えられているのか、あるのかどうか。

それからもう一つお聞きしたいのは、総務省はこのマイナンバーカードの取得については任意だと、これは国民がマイナンバーカードを持ちたいと思えばもちろん申請をすればいいわけですが、要らないと、持ちたくないという場合も構わないよと現時点では言っていると思っておりますが、そのとおりなのかどうか、その点も含めて2番目の答弁、これは担当課長にお願いできると思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

議 長（田之畑）

住民課長。

住民課長（田 尾）

お答えいたします。

国は、令和4年度中にマイナンバーカードが全国民に行き渡ることを目指しており、その普及のため、テレビやラジオでCMの放送、新聞やインターネットで広告を流しています。また、今年3月までには、マイナンバーカードを取得していない75歳未満の方を対象にマイナンバーカードの申請を案内する通知がなされています。それで4月、5月にどっと申請が増えたケースもあります。

一方、マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、被保険者証利用申込みが必要なのですが、まだマイナンバーカードを取得していない後期高齢者の方に向けて申請の案内を通知する準備が今進められているところです。市町村に対しては、休日や時間外の受付とか、事業所やコロナワクチンの集団接種会場に出向くなどして、マイナンバーカードの受付をする場合の経費を補助するよと、そういった通知が来ております。本町でも毎週木曜日は夜7時まで、毎月第2日曜日は午前中にマイナンバーカードの受付を行っているところです。

また、マイナンバーカード申請のため、高齢者施設や介護施設などに出張するサービスも行っておりますが、今、新型コロナ感染症予防のために利用がなかなか進んでいない状況であります。本町のマイナンバー申請率は8月31日時点で、51.8%であり、全国平均の45.3%や県平均の42.2%を上回っており、大隅管内ではトップなのですが、そのマイナンバーの普及率がいいからといって交付金が多くなるとか、あるいは普及率が悪いから交付金が少なくなるとか、そういったことはありません。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

突然ですが、あくまでもこれは住民がマイナンバーカードを取得するのは、これは任意だという点については、間違いないでしょうか。

議 長（田之畑）

住民課長。

住民課長（田 尾）

一応任意なんですけれども、国はとにかく令和4年度中には行き渡らせたいということで、いろいろ便利ですよ、ぜひ申し込んでくださいと、そういった取組を進めているところです。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

つい最近頂いた資料で、これは東京大学の教授がセミナーで述べた内容が出ているんですけども、これによりまして、令和4年度末までにぜひ普及を徹底して図るよう政府は進めているということになっております。

それから次に、本町における個人情報の法条例というのが本町でもできております。私もこの前、初めてこの全文を読んだというわけでもありませんが、この東串良町個人情報保護条例、平成17年3月にできておりますけれども、この法条例は、個人情報をみだりにあっちゃこっちゃ配ったりしてはいけませんよということになっているわけです。役場が保有している個人情報を利用を停止させる場合は、こういうことだとか、個人情報の取扱い事務について、いろいろと定めているようですが、この個人情報というのは、非常に微妙な内容を持っております。先ほど出ましたけれども、医療費の問題も、確かにそれは便利ではあると思います。私も税金申告のときに医療費控除という、医療費が一定の金額を超えると所得税なりの税額が下がると、控除されるという制度がありまして、その証明を取るために病院の領収書を集めたり、いろいろ皆さん大変なんですけど、このマイナンバーカードによる、それを国民健康保険証と同じように使うと。病院の窓口でも薬をもらったり、治療を受けたりしたときに、そのカードに基づいて申請をしておけば、税金の申告のときに、その1年分の医療費が立ちどころにその本人に渡されるということになると、それを添付するだけで医療費控除が受けられるという内容を聞いております。そういう点はあるわけですけども、もし、全体をこのマイナンバーカードにおける自分の情報を消去してくれと、要らないよと、あるいは運転免許もこれでいけるわけですから、運転の免許の経歴ですね、それには多分信号無視が何件、免許不携帯が何件とか、運転の経歴もこのマイナンバーカードに保管されるという方向にいくと思われまじいんですけども、そういう自分の情報について、消去してくれと、あるいはこれは使用しないでくれというようなことが先ほど言いました本町の個人情報保護条例によって規制できるのかということが分かりません。その辺についての課長の考えがあれば、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

住民課長。

住民課長（田 尾）

お答えします。

本町の個人情報保護条例は、町が保有する個人情報について、個人の権利利益を保護することを目的としており、各機関が個人情報を保有するに当たっては、事務を遂行するため必要な場合に限り利用の目的を特定しなければならず、目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないと制限されております。例えばDV被害者など

の個人情報については、受付窓口で通常どおりの発行はできず、上司の特別許可がないと発行できないように制限がかかっております。議員のお尋ねにあった治療経過の情報についても、本人の同意を得ないと閲覧できないようになっています。また運転免許履歴についてもあくまでも本人の同意が条件となるであろうと予想されるところです。あと、そういったいろんな情報を消去をというのは、そういったのはこの条例にも書いていないし、今まで聞いたことがございませんので、あくまでも個人は閲覧できるけど、ほかの人は制限がかかると、そういうふうに解釈しております。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

それでは、次に、先進諸国ではマイナンバーカードやデジタル行政のデジタル化が進んでいたり、あるいは、途中でこれはちょっと待てよということで見直したりとか、いろんな動きもあるようです。そこで隣の中国がマイナンバーカードやデジタル化が非常に進んでいるというふうに報道もされ、様々な情報が流れております。特に私がびっくりしたのは、信用スコアというのを中国の国民に対して、いけばこの中国の国民は、Aさんはどれだけ信用度があるかというのを点数をつけるんですね、最高は1, 000点みたいですが。中国における信用スコアというのは、どういうものかというのは、省略しますが、これからの日本でも普及していくというふうに、インターネットなどの企業、日本の企業も主張しておりますし、既に何社かそういう信用スコアと似たような様々なひもづけがされております。先ほどちょっと町長も言われましたけれども、例えば銀行の預金、これがどうなっているかと。そしてコンビニなどでもスマホでぴつと決済ができると。中国では、それがさらに進んで、どこの店で何月何日、何を買ったかと。そして病院の経歴はもちろんです、様々な情報がマイナンバーカードを通じて政府がつかむと。そしてそのスコアによって、私の彼氏はスコア何点だと。別な人に変えようとか、とんでもない話が、とんでもないというか、実際はそういうのもあるんでしょうが。そして全国に配置された監視カメラでマイナンバーカードの本人の顔まで情報が集積されるという状況がありまして、この前の中国のニュースの中に、ある女性がそういう信用スコアから逃れるために整形手術をしたという報道までありました。また、中国における、コロナの広がりによって、感染者の濃厚接触者が誰かというのも立ちどころにそういう付き合いなどを調査することによって、立ちどころに一覧表が出たということで、これは大問題になりましたが、とにかくそういう形で中国の事情をつかんでおられるかどうか、個人情報やプライバシーまで犯しているというのが私の調べた範囲での事情ですが、その点については、担当あたりでは何か聞いておられるというか、つかんでおられるのか、よろしくをお願いします。

議 長（田之畑）

住民課長。

住民課長（田 尾）

お答えします。

外国の状況については、国や県から詳しい情報提供はありませんので、ネットで調べてみる限りにおいてはありますけれども、中国では議員がおっしゃるように鉄道、航空機、ホテルなどの利用時に提示した18桁の公民身分番号の情報は公安部に送られ、国内移動の履歴、駅名や空港名、日時、便名、号車や座席番号、ホテル名、チェックイン・チェックアウトの時間、部屋番号なども全て当局に記録されるということで、まさに監視社会になっているような状況だと認識しております。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

まさにそういう点での認識は私も一緒であります。この件について、私自身の意見も含めて申し上げておきたいと思えます。中国で個人情報やプライバシーというのがなぜこんなに軽々しく扱われているのかという問題であります。御承知のように中国という国の歴史の中では、民主主義の時代、民主主義という社会制度を経験していない国なんですね。ですから、個人が大事にされる。個人の情報は誰も犯すことはできないんだという、そういう感覚というのがやはり遅れているんじゃないかというふうに考えているわけです。日本では個人情報やプライバシーは非常に大事にしますよね。ですから自分自身が何月何日どこにおったというのを誰と会っていたというのを指摘されると、それはどこで、誰から聞いたかとか、問い詰める場面というのはよくお互いの生活の中でもあるわけですが、それほど日本人というのは、やはり個人情報やプライバシーを大事にするということから考えても、この中国のような事情は絶対に起こしてはならないというふうに考えているわけです。

そして、自治体の問題についても触れたいと思えますが、2日の南日本新聞をざらんにした方もいると思えますが、デジタル庁の発足に当たって、菅首相は役所に行かなくてもあらゆる手続きができる社会を目指すと、このように説明しているんですね。結局役所に行かなくてもあらゆる手続きができる。様々な大学教授が書いた本や論文などを全部見ているわけじゃありませんが、たまにかじってみると、もう役場の庁舎にはATMを巨大化したような機械が1台置いてあるだけ。住民はそこに行って必要な装置の手配というか、必要なボタンを押したり、いろいろすれば自分が求める情報がそこで全部手に入ると。したがって、2040問題で既に出されておりますけれども、自治体職員というのは半減できるという状況が出ています。

そして、このマイナンバーカードというのは、行政がデジタル化を進めるための最大の目標というよりも、最大の経過しなければならない一つの大きな最初の壁なんですね。ですから、役場の職員の皆さんが休暇を潰してまでという話もさっきありましたけれども、職員が一生懸命マイナンバーカードを普及しようとして努力すればするほど、自ら

## 会 議 の 経 過

の立場を実は弱めているんじゃないのかなというのが私の率直な思いです。ぜひ、今後このデジタル庁のどういう形で指令塔の役割を果たしていくのか。民間の職員が200人も入るわけですから、デジタル庁にですね。もう既に入札などで不正も一部には発生をしております。ですから、大いにここには注目をさせていただいて、国民が、あるいは自治体もこれに監視をするという立場をぜひ今後持って行っていただきたいというふうに申し述べておきます。

次に、教育委員会の分野に入ります。

本町の学校におけるタブレットの使用範囲、使用頻度はどうなっているのかということです。タブレットはパソコンの末端機構の機能を持っていると言われていています。このタブレットは学校においては週単位で、あるいは月単位で何時間ぐらいタブレットをスイッチを入れて使用しているのか。またもちろんそれは学年によっても違うと思いますので、あるいは自宅に持ち帰っている子供たちはどのくらいいるのか、そのことも含めて教育長に答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

まず、使用頻度といいますか、使用時間、あるいはまた学年によってどういう差があるのかというような、その辺からお答えしていきたいと思います。

タブレットの使用につきましては、内容的には6月議会での質問の回答と大差はないと思っております。使用時間は多少増えていると思われれます。調べ学習やロイロノート等のアプリケーションを利用した授業での活用がなされております。ただし、学校間や職員個人の差、また教科の差があることも事実でありまして、このことはどこの自治体でも同様の課題であるというふうに認識しております。

また、タブレットは定規や辞書、あるいは資料集、そういう文房具や教具の一つでありますので、机の横に置いて必要に応じて使いますので何時間使用しているかという調査は今のところしておりません。

よって、正確な使用時間はつかんでおりませんが、7月に実施した職員へのタブレットに関するアンケートから推測しますと、小学校では三、四割、中学校で一、二割の職員が何らの使用をしていると思っております。毎日1回はタブレットを開こうと、最近は努力をしておるようですので、全く使用していない人は、もう今はほとんどいないようです。

その使用時間ですが、数日前、電話による校長への聞き取りレベルでの回答になりますけれども、小学校の高学年で多い職員はほぼ毎時間使用しているようです。低学年は使用時間も少ないようでして、中でも少ない人は1コマ程度の人もいたようです。1日平均、2ないし3コマ程度じゃないかなと思っております。1コマ、ないし15分程度使用すると思われれます。主に、国語、算数、社会はほぼ毎時間使っている人が多いとい

うことです。どの学年も調べ学習や、子供が発表する際に使用することが多いようです。1コマとかいうような言い方をしました。これは普通は我々が学校の1時間、2時間という授業の単位で言いますけれども、小学校は1時間は実際は45分ですね、中学校は50分ですよ、そういうのところで使用時間がどうのこうのという話ですので、ちょっと混乱するかなと思って、コマというのは、授業が何時間あるというときに、それを何コマという言い方で聞いていただければと思います。

また、中学校は個人差もですが、教科による差が大きいようです。体育は実技のフォームのチェック、音楽、英語はデジタル教科書を利用しているため、割と使用時間が多いようです。あと、社会、理科は資料や調べもの学習で使用しているようです。数学は図形になると使用時間が増えるということでした。今のところは、使用していない人も二、三人いるようなので、平均したら小学校より少なく、1日2コマ程度と思われます。1コマの使用時間も教科により差があり、実技のフォームのチェック等は多いと思われます。また、技術家庭の時間にロイロノートの使い方を生徒に指導したようですので、体育祭が終わってからは使用時間も増えていくのではないかということでした。

次に、自宅への持ち帰りについてですが、タブレットを家に持ち帰ることは今はさせておりません。その大きな理由としては、全校一斉の休業でないこと、また職員がリモートによる授業をするほどまだ準備ができていないということがあります。また、家庭においては、Wi-Fiなどのタブレットを使用する環境が整っていないところもあります。さらに、学校ではフィルタリングがかけられた状態ですが、家に持ち帰ったらフィルタリングをかけていない状態と同じ状態になりますので、危険性があります。今後は、万一の全校一斉の休業に備えてリモートによる授業もできるように並行して準備していきたいと思っております。

補足ですが、この夏休みにICT支援員等を活用した職員研修が3校とも実施されておりまして、日常的にタブレットを活用できるように努力しているようです。小学校の1・2年生ではまだ難しい面があるようですが、高学年の児童が低学年の児童に使い方を教える学び合いを計画しているところもあります。今後は、このような取組を他校でも共有していきたいと考えています。ただ、一方で、県域ドメインオフィス365へのログインが長時間されない場合に、自動的にログアウトされてしまう問題が発生しました。これは、使用頻度が影響しているのではないかと業者さんも考えておりまして、サポーターと原因究明に取り組んでいるところです。簡単に言いますと、長時間使用しないと授業等でタブレットを使用できなくなり、再度設定をし直さなければならないようです。そのことは業者さんも認識しておらず、再設定を先生方をお願いしているところです。使用しないと分からないことでして、これからも使いこなすにはいろいろな問題が生じると思われます。しかし、少しずつでも使いながら前に進めていくしかありませんので、年配の先生方は本当に大変かもしれませんが、頑張っただけで慣れていただくしかないかなと考えております。このような課題を解消して、もう少し研修が進めば、今後は使用頻度も増えてくるんじゃないかと期待しております。

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

それでは、次に、このタブレットを使つての授業などでの最大の特徴はインターネットで何でも調べられると。しかも瞬時に回答が得られると。その環境をつくるためには、各教室にネットにつなげる無線の回線設備が必要になってきます。既に本町の学校においては、全教室にタブレットによるインターネットの接続ができる、そういう設備が既に完了しているのかどうか、その点は担当課長で結構ですが、いかがでしょうか。

議 長 (田之畑)

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長 (中小野田)

お答えいたします。

無線LANにつきましては、平成30年度にLANは設置しておりますが、今回タブレットを購入するに当たりまして、令和2年度にLANの工事を再度行っております。その理由といたしましては、平成30年度につきましては、1ギガppsで速度がまだ足りない状態でした。令和2年度の事業では10ギガppsということに速度を上げる設備を整えまして、今の環境といたしましては、環境は整っております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

それでは、次に、そうすると全ての教室でネットが使えるということなんですが、昨年あたりから現在は4Gという電磁波を使った電波によってネットができるということですが、現在5Gというのが、そういう基地局が各地に建設中だと。既にそういうところも生まれているという、これは非常に強力で、この5Gという、我々もこんな数字や単位をうまく理解するのは難しいんですけども、それらの解説を見ますと、5Gで映画を映しておいて、それを別な記憶装置にダウンロードさせるというやり方をしますと、この5Gの下では2時間の映画を3秒でダウンロードできるというふうに書いてありました。これはすごいなと思ったんですが、この5Gが進めばどういうことになるかというと、もう電子機器の操作が実際に機器を動かすタイムラグがほとんどないと、全然ないという状況だそうです。ですから、例えば運送業者が1番目の車両に5Gを発射する車に運転手が乗って、その後2台、3台のトラックを受信装置を持っていると1台目と同じような速度やそれからハンドル操作も含めて、もう労働者は要らないというようなことを経済界の主張の中に出ておりました。私もそれを見て、これは大変な時代になっていくぞというふうに思いますし、そこから出る電磁波の量というのは大変なものだ

と。御承知のように私たち人間の全ての動作、生きるためのいろんな内臓から何から動かす、これも微弱な電気によって動いているわけですね。特に脳はそういう意味では重要な役割を果たしているわけですが、この発達途上にある子供たちがこういう電磁波が行き交っている状況の下で、果たして正常な成長ができるのだろうか。世界的にはこういうスマホの電磁波を扱う、そういう電波塔の周辺に100メートルあるいは200メートル以内に人家があっては設置できないというような法律もできているところもあるようですが、私は、一つの教室で一斉にそういう機器を使用した場合、スマホなどを使用した場合にどれぐらいの電磁波が教室に蔓延するのかということのを正確に測定するためにも電磁波の正確な測定器を購入したらどうか。ネットで私も調べてみましたが、安いものから高いものではいろいろあるようです。専門家が言っているのは安物では駄目だと。できれば、各自治体でちゃんとした高性能なものを1台ないし、学校の数だけ買って、それを各学年や教室に貸し出して測定をされたらどうでしょうかという提言もされておりました。

そういう点で電磁波による子供の健康被害への調査というのをぜひやっていただきたいと思いますが、担当課長にお聞きしますけれども、文科省がタブレットを各生徒に配付するに当たって、手引きとかガイドブックを出しておりますよね。私は、これはネットで見たら文科省をクリックして、このガイドブックを手に入れましたけれども、ページが二十数ページあって、とてもそんなにたくさんのページはプリントできませんでしたが、この中を見ると本当に、これは学校の先生たちは大変だと。タブレットの導入に当たって、一つは照明環境に対して配慮せないかんと。タブレットにいろんなものが映るわけですから。それからカーテンによる映り込みを防止する。電子黒板の画面への取り込みも防止せないかんと。それから姿勢、タブレットを見る子供の姿勢も問題だと。やっぱり目がいかれるということになると思うんですが、そういう点で具体的な絵も描いてありますが、こんなことに一々先生たちが注意して、授業をするということになると、これは大変なことだなというふうに思いました。電子黒板やタブレット、パソコンの画面の見えにくさによる児童生徒の目の疲労への影響、その要因及び具体的な対応についていろいろ書いてあるようです。全体としてはまだ私も読んでおりませんので評価ができませんけれども、ぜひそういう電磁波による子供たちの健康被害に対する調査、そういう電磁波の測定器を設置する考えはないのかお聞きしたいわけです。身近な電磁波被爆という本もわざわざ取り寄せて読んでみましたが、この5Gで増大するリスクということで、先ほど言いましたように2時間の映画も3秒でインストールできるという、それほど強力な電磁波が発生するわけです。それはどのぐらいのことかということ、例えば我々の家庭にある電子レンジの中に頭を突っ込むようなものだというふうに書いてある大学の先生もおりましたけれども、とにかくそういう点で文科省の手引きの中に、子供の健康被害についての記述があるのかどうか分かりませんが、そういう正確な電磁波の測定器を購入して、各教室、これは購入となると町長部局との関係も出てきますが、その辺の関係について、担当課長などは質問の中にそれも入れておきましたので、どんな考え方かぜひ答弁をお願いします。

議 長（田之畑）  
管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えします。

電波被害の測定器の購入でございますが、令和2年度に整備しました機器も含めて電波法に基づく機器を有する機械を整備しております。測定器の購入は今のところは考えておりませんが、議員のおっしゃることも十分に理解できると思います。今後は、また教育委員会の中でも検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

それでは、ぜひ検討をしていただきまして、立派な測定器を購入してもらいたい。安いのは、二、三千円からあるようです。大学の先生などが推奨するのはやっぱり数万円以上ですね。ですので、ぜひ町当局ともよく検討していただいて、そういう測定器ぐらいはちゃんと準備をしていただきたいというふうに思います。

次に、町長に最後の質問です。

今補聴器の購入について、各自治体がいろいろと助成制度を始めております。福祉課長と電話で話したときも補聴器の購入については、障害者手帳を持っている人たちについては一定のそういう助成制度があるようだというふうに話しておりましたが、障害手帳の保持者に対する補聴器購入助成制度とはどういう制度か。また、町として、この補聴器というのは、なかなか聞いてみますとその人によってでしょうか、あるいは機器の精度によるのでしょうか、なかなかピタリと合うものがなさそうです。ですから、町として何らかの上積みも必要ではないかと思うんですが、その辺についても併せて答弁をお願いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、難聴者への補聴器購入の助成につきましては、聴覚障害で身体障害者手帳を取得されている方であれば原則助成対象となります。一部一定の所得以上の世帯の方は助成の対象となりません。助成額といたしましては、障害の等級に応じてになりますが、自己負担額につきましては、町民税非課税世帯、及び生活保護受給世帯の方は自己負担はありませんが、課税世帯の方は1割の自己負担が発生することとなります。また、助

成基準額を超える高額な補聴器につきましては、その差額分は自己負担となります。

また、近年加齢による難聴で家族や地域社会でのコミュニケーションに支障を来し、孤立や認知症の発生、悪化につながっているとの報告はなされていることも承知しているところでございます。ただ、この点につきましては、明確な根拠が示されておらず、今後の研究が待たされているところでございます。

このような障害者手帳を取得されていない、いわゆる加齢難聴者が補聴器を購入する際は、助成対象となっておりません。ただ、コミュニケーションに支障を来すような状態であれば、ぜひ早期に耳鼻咽喉科等の専門医を受診され、適切な処方を受けていただく中で、障害者手帳の取得につながっていくものと考えております。障害者手帳を取得されますと、初めに申し上げましたとおり、助成を得られるということと御理解をいただいたと思っておりますので、したがいまして、補聴器購入に町独自の新たな助成をすることは今のところ考えていないところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

以上で、私の質問項目は全て終わりましたが、最後の補聴器については、なかなか障害者手帳をもらいましょうと、申請しましょうというのは、家族でよく話し合っておやじ行たみらんかというふうにおいをばけしちょっとかというのもありまして、進まないわけですけれども、ぜひそういうのが身近というか、気楽に手帳も受けられて、一定の助成も進むように、そういう空気もぜひ醸成していただくような行政をお願いします。

以上で、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、7番 前田 隆議員の発言を許します。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

私も通告に従いまして、2点ほど質問をいたします。

1番目に基腐病対策についてですが、3月議会でもこのことについて、一般質問させてもらいました。何でこれにこだわっているかといいますと、皆さん御存じのとおり、私の地域は夏場はサツマイモじゃないと別に収入はありません。今から先になれば、キャベツとか大根とかで収入はありますけれども、夏場の収入はほとんどないわけです。それで今年は長雨が続いたおかげで、盆の頃までやったかな、畑を見てると、よかったね、今年は基腐病は出らんやったねとずっと思っていました。そうしたら長雨がやんで、盆が過ぎて、天候になったら見る見るうちに枯れてやられてきました。今もどん

## 会 議 の 経 過

どんやられていきます。毎日いろんな畑を見て回りますけれども、ほとんどやられております。アミスターを振ったところもやられています。だから1番目に基腐病について、アミスター20の農薬の補助はあったが、申込件数、面積、割合等をお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

サツマイモ基腐病対策の一環としまして取り決めました本町のサツマイモ基腐病対策事業につきましては、申請期限が8月末でございましたが、申込件数は2件でございます。申請額は4万5,000円、面積的には約5町歩分で総面積の約3%の割合でございます。なお、国のアミスター支援事業についても集出荷団体に確認いたしましたところ、申請件数が2件と確認しているところでございます。

参考までに令和3年産の作付状況及び生育状況等について説明させていただきます。

6月末に行った本年産の見込み調査によりますと、生産者戸数については、前年産63戸に対しまして、本年産は55戸、面積については前年産が約190町歩に対し、本年産は約176町歩でやや減少傾向となっている状況でございます。

減少した理由といたしましては、一つ目に高齢化や基腐病被害、鳥獣被害による作付の減少、二つ目に病害対策のための転作、休作による減少、三つ目に生産者の一部が町外へ転出されたことが要因ではないかと考えているところでございます。生育状況につきましては、町内地において、育苗段階から病害の発生が確認され、植付け後においても基腐病と思われる異常株が見られました。8月頃から地上部の一部が枯れが激しくなっている圃場を全体の約2割、3割ぐらい確認しているところでございます。

今のところは以上でございます。

議 長（田之畑）  
7番 前田議員。

7 番（前 田）

今、アミスター20の農薬の補助は2件と言われたですよね。それだけしかなかったですか。ああ、そうですか。それで、この面積、我が集落はほとんど100%もう大崎ですよね。溜水も大崎が多いと思いますが。この町外の畑まで入っての176町歩ですか。それとも我が町内だけの畑の面積ですか。

議 長（田之畑）  
農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

## 会 議 の 経 過

お答えいたします。

属人で176ヘクタールということで、町内、町外合わせての数字でございます。  
以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

私のところは、あまり見てみればあまり減ったような感じはしていないんですけども、大分、20町歩ぐらいですか、減ってますよね。さっき言ったようにでん粉の甘しよがなくなれば、今現に8月の半ば頃からかな、芋焼酎の収穫が今どんどん始まっています。ほとんど法人の方です、今始まっているのは。一般の方は今からだから、もう今畑を見てみると、ほとんどアミスターを實際振るところを私も見せてもらって、そこも葉っぱが黄色くぽつんぽつんとなっています。本当にアミスターの効果があるのかなと、うちは今のところ感じていますが、2番目にアミスター20の散布の指導は具体的にどのようにしたのかというのをちょっとお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

サツマイモ生産者の皆様方には今年の3月2日、町保健センターにおいて、県の大隅地域振興局農政普及課の技術専門員に御出席いただきまして、病害虫技術指導及びアミスターの適正な使用方法につきまして説明会を実施いたしました。そのほか、広報紙、チラシ、防災無線により定期的な情報発信をさせていただいております。

アミスターの使用方法につきましては、県の指導の下、定植の5週間後に1回目の散布を行い、それ以降は大雨等の際には適時散布すること、効果を発揮するためには、苗の消毒と圃場の排水対策を適正に行うことが必須であることを広報紙とチラシ等によって周知を図っております。

以上です。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

今、町長がおっしゃったとおり排水ももちろんそうですが、この前、8月17日に我が町の農林水産課にも連絡を取ったんですけども、3月議会で言った農家アドバイザーの方が実験圃場をされてて、ここら辺は大崎町だけが出席してくれなかったと。鹿児

## 会 議 の 経 過

島大学の教授が2人、鹿児島市の市議員と言われたかな、この前野県会議員とか、志布志の専門の方とか、16名ほど集まられたそうです。その中で、この資料をもらいましたけれども、県の指導と農家アドバイザーの方が言われるのとは全然話が違います。それでこの方は土の中に深くすんでいるんだと。新型コロナと一緒に、見えない敵ですよ。なかなか目に見えない敵と戦うのは大変だと思います。でも、この方が言われるのは、やっぱり植付けをする前に一旦土の中にアミスターを入れると。それから植付けをして、それから何か月だったかな、上からドローンなりで散布をすると。そうすれば大分よくなると。まずこの方が言われるのは、まず土壌を肥やすこと、それが第一だと。ほとんど土壌を肥やして、3月議会でも言ったようにつるが伸びればある程度は防げると。ここにあれも大体、したのとしらないものの数量なんかも出ていますけれども、そこから辺を指導されているのか、どうですか、散布の時期。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

本年3月議会定例会におきまして、前田議員のほうからそういった提言を頂きまして、その月に第2回のサツマイモの基腐病の対策協議会がございましたので、その大隅地域振興局農政普及課長にも確認をいたしました。そのコメリさんの農家アドバイザーの情報は頂いているというところでもございました。先日、8月27日におきましてもコメリさんの研修会があるということで御案内いただきましたので、本町の担当職員も出席をさせていただいて勉強させていただいたところでもございます。本町での研修会につきましては、県の指導の下、内容を精査させていただきまして、コロナの状況もございしますので、必要に応じて適時適切に開催させていただきたいと考えているところでもございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

この基腐病ですよ、今年は天候不良が続いたため、どんな効果があったのか、たった2件であれば検証はできませんよね。私も二、三軒の農家に聞いてみましたが、なかなか人ごとのような感じが受けます。こうこうだから、今度の8月27日にあるからどうですかと言ったけど、なかなか、まあ、みんな自分のことであって、人のことみたいなような感じがします。だからやっぱり行政が動いてもらって、徹底してこの農家にこういう説明会をするとか、この農家アドバイザーの方もいつでもいいから、前田さん、いつでもいいから呼んでくださいと、農家のためになるんだったらやりますと言っ

## 会 議 の 経 過

ておられますので、ぜひそういうのも取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2番目に新型コロナによる農業・商工業への対策についてですが、通告書にはキュウリ農家とありますけれども、キュウリ農家だけでなく、さっき言ったサツマイモ農家とか、キャベツとか、もちろんキュウリもそうですけれども、そういう農家に対して何か手だてを考えていらっしゃるのか、そこら辺はどうですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

初めに、野菜価格の下落と新型コロナの関係につきましては、野菜の集荷先や消費者の種類によって異なるものと考えておりますが、まず前年度に比べ、平均単価が約2割落ち込んだキュウリにつきましては、その原因を検討したところ、需要の面から考えると、本町のキュウリの最終的な販売先はスーパーなど生鮮野菜でありまして、国の農畜産業振興機構からもコロナ発生後に生鮮野菜の購入量は増加しているとの結果も出ております。したがって、コロナの影響により生鮮野菜の需要は減少していないと判断しております。

一方、供給の面から考えると、町園芸振興会の共販出荷につきましては、直近5年間で最も多い出荷量となっております。全国的にも好天が続いた影響で市場への集荷量は平年に比べて増加しております。

これらのことから基本的に需要と供給のバランスで決まる野菜価格において、令和2年産のキュウリの平均単価を押し下げた要因は、市場への潤沢な供給によるものと考えております。同様にピーマンについても基本的な状況や原因はキュウリと変わらないと考えておりますが、令和2年産の平均単価の落ち込みは前年度に比べ、約1割にとどまっております。

他方、露地野菜につきましては、コロナの影響を受けた生産者があったものと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
7番 前田議員。

7 番（前 田）

そうですか。キュウリ農家やら生産物の下落はコロナにはあまり関係ないと、出荷量が多かったための下落だということですね。ああ、そうですか、分かりました。

2番目に飲食店等は短時間営業を強いられているため、厳しい状況にあるとの話を聞くが、町としての対応を検討しているのかということですが、昨日も飲食店の方に訪ねてみました。1週間ほとんどゼロの日が続きますと。来ても1週間のうちに1組

## 会 議 の 経 過

か2組だという、昨日の話でした。大変な状況だと思います。自分のところで営業されている方はそこまではないと思いますけれども、やっぱり家賃を払っている方ですよね。これは家賃も払えないような状態になっていますが、町としては、今朝の南日本新聞の中に鹿屋市が独自支援金を支給するとありますよね。これは飲食店は除くとありますけれども、全般的に考えて、そこら辺はどのように町としては考えているのか、お願いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

昨年から新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、送別会や歓迎会、そして忘年会、新年会など利用者が例年に比べ少ない状況が続き影響を受けているとのことでした。町の対策といたしましては、昨年度、商工会や飲食業の皆様と一丸となったドライブスルー方式での弁当販売やプレミアム率50%の総額3,000万円のあまびえ商品券発行事業、それと県の時短要請に応じていただいた飲食店を対象に、町の事業といたしまして、一律10万円の支援金の交付事業を行いました。また、今年度はプレミアム率100%のあまびえ商品券発行事業を行い、4,000セット完売で、商品券発行総額8,000万円ということもあり、飲食店への一定の効果があつたと思っております。今後も飲食店への支援策を実施するところでございますが、内容につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により、8月20日から9月12日までの24日間、まん延防止等重点措置区域に鹿児島市、霧島市及び始良市が指定されましたが、指定以外の市町村に対しましても協力金の支給の対象となっており、当然に本町も支給対象となっておりますので、県からの営業時間短縮の要請に応じ、御協力いただいた飲食店等に対しましても協力金を支給するものでございます。要請期間の24日間の協力金といたしましては、中小規模の店舗では、売上高に応じて1店舗当たり60万円から180万円となっており、その1割を町が負担することとなっております。さらには県の時短要請に応じていただいた飲食店を対象に、町といたしまして、別途上乘せの支援事業を予定しております。

財源といたしましては、国からの追加交付予定の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業者支援分を活用する予定となっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
7番 前田議員。

7 番（前 田）  
ただいま町長の答弁の中でまた新しい事業を考えているというようなことですよね。

## 会 議 の 経 過

また、今日の課長会議で20日からまた今月いっぱい何か延びたというような話を聞きましたけれども、これがこのまま続けば、今年1年続けば、恐らく休業をする店が出てくる。もうやめる店が出てくると思います。そこら辺を何とか、なかなか町単独でしようというのは難しいと思いますけれども、何らかの形でこういう業者が生き残れるような対策をぜひ検討していただいて、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩します。

休 憩 午前11時11分  
— ◆ —  
再 開 午前11時20分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番 上園議員の発言を許します。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、新型コロナウイルス対策についての質問をさせていただきます。

議会では、新型コロナウイルスに係る調査特別委員会を設置しております。そのために必要に応じて福祉課長に説明を求めてまいりました。他町に比べて大変丁寧に説明をもらっているというふうに私自身思っております。本日は、特別委員会で聞き漏らした事柄について質問をしたいというふうに思っております。

まず1番目、役場職員が感染した場合、消毒方法や消毒範囲、業務の継続など各課への対応策をどのように指示しているかというところをまずお尋ねしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

まず職員が感染した場合の消毒方法や消毒範囲につきましては、基本的には保健所の指導に基づき実施します。業務の継続につきましては、令和2年9月3日に東串良町新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画を策定しており、職員の感染により業務継続に支障が出るような場合は、各計画に基づき、職員の出勤困難者の発生率に応じて、各課においてあらかじめ区分した緊急対応業務、継続業務、そして縮小、または延期業務、中止業務の区分に応じて業務を継続していくこととしております。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

今や毎日テレビ、新聞等で新型コロナウイルスのニュースを見聞きしない日はありません。私が新聞を開いたときに真っ先に目を通すのが、コロナ関連の記事が載っているページであります。我がまちの感染者がいるか、いないかの確認をするためであります。本町が一桁でとどまっているのは、町民の皆様方を初めとするみんなのコロナに対する意識が高いのではないかなというふうに思っているところでもあります。他のまちではクラスターも発生しております。感染経路について、あれこれと聞いたりをするとところなんです。本町に住んでいる外国人への接種申請はどうなっているのかというところは課長にお伺いいたします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

基本的に接種ができる方というのは、本町に住所を有していらっしゃる方が外国人の方においても同じような扱いになります。外国人の方の特別な申請というのは、今のところはございませんので、現在本町で接種をされた外国人の方は数十名いらっしゃいますけれども、その方々は本町に住所を有していらっしゃる方々ということで理解しているところでございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

今本町に住所がある方はしていらっしゃるというようなことですね。その申請時に言葉が通じる人とか、通じない人がいます。それは代理の方の申請もできるんでしょうか。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

申請といたしますか、対象になる方にはこちらから接種券をお送りしております。そ

## 会 議 の 経 過

の接種券をお持ちになって予約をされたりして接種会場におみえになるわけですが、そのときには、日本語に相当慣れていらっしゃる方も中にはいらっしゃいますし、そうでない方は事業所の方が付き添って接種におみえになりますので、今のところ言葉が通じないということでのコミュニケーションが取れないという事案は発生していません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

では、2番目の質問に入ります。

仮に庁舎内の職員が感染した場合、速やかに町民と報道関係者にこの情報を提供するのかということを探ねるわけなんです、このことは私が通告した後、9月5日の南日本新聞で本町も公表するというようなことが載っておりましたけれども、どのような内容で、どこまで公表するのかということをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

職員の感染につきましての情報の公表ということでございますが、新聞紙上でありましたとおり、議員おっしゃるとおり公表することになっております。メリット、デメリットもあるわけですが、メリットといたしましては、公表するに当たり、来庁予定者への来庁の判断材料となるとともに、安全に利用できることをお知らせすることがメリットと考えておまして、また一方、デメリットもあるわけですが、強いて挙げれば、小さなまちのため、個人が特定されるということで、誹謗中傷になるおそれがあるということがデメリットになるのかなというふうに考えているところでございます。

公表の内容の範囲につきましては、年代、性別、個人の特定につながらない情報を公表していきたいというふうに考えているところでございます。公表、非公表に伴う町民からの反応などにつきましては、現在のところ、職員の感染がありませんので、町民からの反応というのは、今のところないところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

## 会 議 の 経 過

ただいま総務課長より話がありましたとおり、情報の出し方というのは大変難しいというふうに思っております。一步間違えば大変なことになるし、情報の出し方は一番気遣いをしないといけないのかなというふうに思うわけなんです。住民の話から、私どもによく聞かれるのが感染した、例えば職員だけではなくて住民が感染した、その方がどういう状況下に置かれているのか。いわば病院での治療を受けているのか、それとも自宅待機なのか、そこら辺のところを知りたいというお話をよくいただきますが、そこら辺のところはどうなんでしょうか、公表はできるんでしょうか。

議 長（田之畑）  
福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えします。

基本的に私たちが住民の方々へ公表しております情報は保健所から頂いております情報になりますので、当然これは鹿児島県のホームページにも感染者情報として掲載されている、その内容を町としてはお知らせしているというところでございます。今、議員がお尋ねになりました件につきましては、かなり個人の特定につながったりとか、また個人情報の非常に最たるものではないかと思っておりますので、その部分につきましては、もちろん保健所からもらえる情報の中に入らない部分もございまして、その辺につきましては、慎重な判断が必要ではないかと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
8番 上園議員。

8 番（上 園）

そうですね。どう伝えるかということが一番大事なことだというふうには私も思っておりますが、このコロナに対する住民の方々の認識というのは、個人情報につながるようなことは求めていらっしゃらないんですよね。最初のときは、誰やろうか、誰やろうかと、それこそ走り回る住民の方もいらっしゃいましたけれども、現在はそういう方は一人も見受けいたしません。だから個人情報ということは、住民も大変理解しておりますので、そこら辺のところを聞かれた場合は、私のほうでもこういうことだからということはお伝えできるのかなと、今課長のお話を聞いてそう思いました。

それから、3番目なんです。町長にお尋ねいたします。

新型コロナウイルスによる収入減、そういうものへの影響があるというような相談は受けていないかということなんです。町長どうなんでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

長引く新型コロナの影響で、町民の皆様の生活への影響は、大小様々あると承知しておりますけれども、町民の平穏な日常生活が取り戻せるよう、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束を願うばかりでございます。

さて、本町では8月末現在、具体的には特例貸付金等を利用するため、町や社会福祉協議会、くらし・しごとサポートセンターなどへこれまでに延べ44世帯から相談申請があったところでございます。また、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の申請は、ひとり親世帯が72世帯、ひとり親世帯以外が47世帯でございます。特例貸付金等の相談の具体的内容は、売上の減少による収入減や勤務調整による給与の減額などでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

世帯によっては44世帯とか、いろいろ世帯の人数まで教えていただきましたけれども、これ以外にこういう情報を得て、個人で申請をしようとして関係機関に出向いて申請しようとしたら、もうあっちに行け、こっちに行って書類を持ってこいとかすごく振り回されて途中で断念したという人の話も聞きました。そこら辺のところを行政のほうに行って相談をしてというふうに私どもが例えば言った場合、行政でその手続の申請をしてくれるのか、くれないのか、どうなんでしょうか。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

先ほど町長からも答弁がありましたとおり、このような相談のまず窓口は、町もちろんそういった相談もいただくわけですが、主には社会福祉協議会、それから地域振興局にございます、くらし・しごとサポートセンター、こちらのほうへ案内をするというような形になります。具体的にここでその申請に必要な書類等につきまして説明を受けて、申請をしていただくという流れになっておりますので、今議員がおっしゃったようにあっちに行け、こっちに行けというような、そういった状況というのは、私どもではちょっとそういった状況があるのか把握しておりませんが、申請の流れにつきましては、今申し上げましたような状況でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

こういう時期ですので、いわば飲食業だけではなくて、いろんな人がコロナ禍による中での生活不安といいますか、そういうのは、あると思います。ですので、やっぱり優しい対応、いわばこのまちでそうだったということではないんですけども、合庁に行って相談をしたところが、本町の住民ではありますけれども、合庁に行って相談をしたところがそういうふうに、あの書類を持ってこい、この書類を持ってこいと振り回された。だから途中で断念をしたと。どういう申請だったのか、中身は分かりませんが、そういうお話を伺いましたので、いわばそういう相談が町にあったときには町のほうで窓口となってそういうことをしていただけないのかなというようなことで、私はそう思いましたので、質問させていただきましたが、もしそういうことがあったときには対応していただきたいなと思います。

それから4番目ですが、コロナに感染していた妊婦が急な出産で病院に入院の間合せをしたところ、どの病院からも受け入れてもらえず、自宅で出産し、赤ちゃんが亡くなったというニュースがありました。妊婦や出産して間もない方、小さな子供を持つ親が感染した場合、出産等に関して専門的な知識がある方から救急でもサポートできないだろうか、対応は考えていらっしゃるのかというところをお尋ねしようと思います。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ただいま議員からお話がありました事案につきましては、大変痛ましいことと思っております。亡くなられたお子様の御冥福をお祈りいたしますとともに、御家族の皆様にお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、妊婦の方々へのサポート体制といたしましては、鹿児島県が鹿児島県子ども家庭課に相談窓口を設置し、相談が申し込める体制となっております。また、鹿児島県の新型コロナウイルス感染症対策室からの情報といたしまして、妊産婦が自宅待機や宿泊療養施設での療養となった場合、保健所や看護師が容体を確認し、急変時には鹿児島市立病院や鹿児島大学病院など受入れ可能な県内医療機関に搬送するとの発表があったところでございます。

本町におきましては、妊産婦の方々への緊急対応ができる体制を整えることは物理的にできませんので、妊娠の届出の際、厚生労働省が作成した新型コロナウイルス感染症対策のリーフレットを配布し、周知を図っております。

さらに、現在町内には27名の妊婦の方々がいらっしゃいますが、緊急時に必要な

情報などを記した文書を先々週お送りしたところでございます。また、先週から電話での様子伺いも実施しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

本町は、妊婦さんにとっても優しい対応の仕方だというふうには思っておりますが、この感染者だけではなくて、感染していない人の妊婦さんたちも心細くて大変ストレスがたまっているんじゃないかなというふうに思うところで、昔だったら、私も子供を産んだ経験があるんですが、集落の人たちがすごく寄り添ってくださっていろいろ話も聞いてくださったりとか、いろんな話し相手になってくださいました。今はそういうことというのが希薄になっているんじゃないかなというふうに思うんです。このコロナ禍の中で収束が読めない。こういう中で出産をする。普通の人でも出産をするというのはすごく不安でしょうがないというふうに思うんですが、私たちは国や県、保健所、そういうものだけに、そういう人たちに頼ることも大事なんだろうが、指示に従うことも大事なんだろうが、自治体としてできることはないのか、そういう人たちだけの指示に従うだけでいいのか、自分たちができることはないのか、そういうことを模索されたようなことはないでしょうか、お伺いいたします。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

先ほど町長のほうから答弁がありましたとおり、様々町としても何かそういうことをやる、妊婦さんに寄り添うような対策が取れないのかということとは当然検討いたしました。そういう中でマンパワーの問題、それから医療体制の問題、そういうところを考えたときに、やはり本町としてできることは先ほどありましたとおり、まずこういった体制が鹿児島県としてこういう体制が整っているよということをまず周知していくこと。それから27名の方々に対して、全員、感染に全く関係なく妊婦さん方に対して、容体を伺ったりとか、またいろんな悩み事があればそれをまた相談をいただいたりとか、いろんな形で妊婦さん方に寄り添う、今町としてできることをしっかりやっっていこうということで現実的な対応を考えたというところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

恐らく対策は講じていらっしゃるというふうには認識しておりましたけれども、やっぱり妊婦さんというのは大変な思いをされて子供を産むわけですので、町としてもできるだけサポートをしていただきたいというふうに思っております。

それから最後になりましたけれども、私は避難所整備について伺うわけなんです、私はこのことは以前にも質問をしたという記憶がありますけれども、以前保健センターを避難所として開設した際、避難所に入りきらず車内で過ごした方もいたというようなお話をさせていただきましたが、避難所として指定している施設の整備、空調整備やプライバシーの配慮等は進んでいるのかというところを町長にお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員がおっしゃるとおり、去年は車内で過ごされた避難者もいると聞いておりますけれども、実際には全ての避難所が満員であったわけではなく、避難所が密となることで新型コロナウイルスの感染やプライバシー確保のため、車内で過ごされた方もいるようです。なお、保健センターや総合センター、防災センターについては、空調設備が整備されているところではありますが、そのほかの学校の体育館等についても空調設備が整っていないところでございます。

また、避難所のプライバシーの配慮に対しましては、先ほど述べた保健センターなど空調設備が整っている施設については、パーテーションを配置しているところでございます。空調設備やパーテーションが配備されていない学校の体育館等については防災倉庫を整備するため、現在、進捗工事に着手しており、発電機や照明機器のほか、必要に応じて扇風機やパーテーションなどを購入し、避難所設備の整備を進めているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

今の扇風機等で対応するようなことを言われましたけれども、それで十分なのかなという思いもいたします。幸いにいたしまして、本町では台風による被害とか、大雨による被害、中には岩弘地区に今年は避難の呼びかけがあったわけなんです、今のところは町民全体に避難を呼びかけるようなことは今のところ起こっていないわけなんですよね。ですが、地区によっては雨が降るたびに道路に水がたまって、避難をし

ように避難ができない状態に置かれたという方の話も、この前町長も国政報告会のところに、唐仁でありましたときに出席されておりましたよね。そのときに、唐仁地区の方からこういう状況だと、何とかできないだろうかというような訴えが住民から出されましたよね。そのときに森山先生がおっしゃったのは、地区の公民館を何とか床を高くして、公民館を避難所として使えるようにしたらどうだろうかというようなお話もされました。そこら辺のところは町長も聞いていらっしゃるんですよね。だからあのお話を聞いて、町長として今後そのようなことも考えていかれるのか。いわば森山先生があそこまでおっしゃったんだから、恐らく国としても何らかのそういう事業を本町がしようと思えば何らかの支援をしてくれるんじゃないかなと思って私は期待しているところなんです、今のところ、町長の中でそういう構想なり等ないものなのか、お伺いいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

地区的に唐仁の地区でしたけれども、あそこが。低地でいつも道路が冠水するところですけども、あそこに避難所というのはありますけれども、あれはあくまでも津波を想定したときだけの避難所でありまして、大雨とかそういうところの避難所ではありませんので、できましたらこの保健センターのほうにぜひ来ていただきたいという考え方ですね。

それと地区によって、地区にももちろん振興会長さん、それと自主防災組織もございますので、ああいう方々も利活用というか、そういう中で図上訓練というか、どこに80歳、90歳いらっしゃるよというのを認識していただいて、そのことを誰が見るよとか、そういうのを地区に、唐仁というのは5地区ございますけれども、そういう中でそういうのを検討していただくように防災の危機管理者には通知をしております、そのことを進めていこうということで。自主防災組織は当時5地区ありまして、何か1か所がまだできていないということも聞いております。そういうことをまた総合的にそこをまたつくるように、自主防災組織を設置していただけるように、また促していこうと思っています。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
8番 上園議員。

8 番（上 園）

いわば保健センターもあるから保健センターに避難をしたらというような町長の答弁なんです、そこまで行くのにそういう冠水したところがあったりしたら、高齢者の人たちは非常におびえていらっしゃるんですよね。そういうところをどうやって行

## 会 議 の 経 過

くんだりとか、車を運転され、できない人もいらっしゃる。そういう人たちを高年齢者の方々に防災組織、そういう人たちに何とかしていただくというような考え方でいらっしゃるようなんですが、危機管理者にだけ伝えても、それが住民にそういう人たちに伝わることをしなければいつまでたっても、その人たちはやっぱりおびえたままで、こういうときにはどうしようか、どうしようかというような思いのままで過ごされるというふうに思いますので、できたらこういう情報の伝達というのは密にさせていただきたい。やっぱりそういう危機管理者のほうにだけ伝えるんじゃなくて、そういう人たちからどうやって今度は末端まで伝えていくかというようなところまでしっかりしていただいて、住民がなるべく恐怖を感じないような安心して避難ができる体制づくりというのは、これはさせていただきたいというふうに思いますので、先ほど申しましたけれども、森山先生の話があって、ああなるほどと、私なんかも話を聞いていてそう思いました。できたら、そういうところも先生と十分、先生、こういうことをするときには国からの援助というものはないものだろうかとか、そういうところも何らかの機会がありましたら、ぜひお話をさせていただいて、恐らく自分が言い出されたことですので、理解はしてくださるというふうに思っております。ぜひそういうところの働きかけはさせていただきたい。住民の安全のためですので、働きかけをしてさせていただきたいというふうに思います。

あとの方も待っていらっしゃいますので、私の質問は、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長（田之畑）

それでは、次に、5番 西園貞美議員の発言を許します。

5番 西園議員。

5 番（西 園）

通告に従いまして、質問いたします。町長の簡単明瞭な答弁を期待したいと思います。

長雨による水稻の被害状況について。

今年は、例年になく長雨で稲作農家についても、刈り取り等が遅れて大変な年でございました。被害の状況について、尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今年8月上旬から中旬にかけて長雨による水稻の被害については、収穫の遅れが出たり、倒伏は見られたものの被害が遭ったとの報告は受けておりません。

また、転作申告の受付時に共済組合への保険への加入を案内しておりますが、当該

## 会 議 の 経 過

保険に関し、今回の長雨による被害報告は8月末現在で23アール上がっており、調査中とのことです。米の検査実績を見ましても、イクヒカリについては1等と3等の割合が減少したものの2等の割合が増加しております。コシヒカリとなつほのかについては1等の割合が増加しております、全品種とも等級外の割合は前年に比べ減少していることから、長雨による特段の品質低下は確認されておられません。なお、九州農政局が公表している早期栽培の作柄の概況においても平年並みの収量が見込まれており、特段収量の低下も予想されておられません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 西園議員。

5 番（西 園）

作付面積は、昨年より増えておりますか。担当課長でもいいんですけども。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

作付面積につきましては、昨年度と同様大体300町歩ぐらいというところがございます。面積的には変わりません。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 西園議員。

5 番（西 園）

面積が変わらない割には、非常にコシヒカリ、イクヒカリにつきましては、昨年より収量がアップしている状況なんですよね。今年は平年よりも実績が、実があったがよという話を聞いております。本当のところ、今年は大変な年になりそうでしたが、心配しておりましたけれども、思っていた以上にいい状況で安心しているところがございます。

今、町長から説明があったように、倒伏もあったんですけども、発芽もしている状況も見えたんですけども、全体的には収量して非常に実があったというふうな状況で聞いているところです。今一般質問をする前に、時期がまだ早い時期に一般質問の通告をしたものですから、なかなか結果が変わった状況です。その点申し訳ありません。

次に、町としての対策や支援を考えているかと通告したんですけども、単価は昨年比700円安ですね、これにつきましては政府の備蓄米の関係、やはり標準米の在

## 会 議 の 経 過

庫が多かったと、50万トンぐらい多かったということで価格にも反映されたような状況ですけれども、数量や種類につきましてもコシヒカリ、イクヒカリ、なつほのかともに多かった状況かと聞いております。そのような状況ですので、町長、これはもう対策も支援もないですよ。

以上で、簡単ですけれども、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午前 11時56分  
— — — — —  
再 開 午後 1時00分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

通告に基づいて、一般質問をさせていただきます。

まず、1、東串良町水道事業についてです。

①の中央地区等云々ですけれども、これは硝酸態窒素のことをお伺いしたいということです。硝酸態窒素は何かというと、まずヨーロッパで問題になったんですよ。子供の突然死が相次いでいたと。子供の突然死が相次いだところを調査したところ、農村で多発したと。そうしたら何かということが行き着いたところは地下水に硝酸態窒素、つまり農業用にまかれた堆肥とか化学肥料が主ですけれども、それが地中にしみ込んで、地下水に入って、それを飲んだ子供が突然死をした。これが多発したというところから問題になったんですね。

そして今、ちょっと最近言われなくなりましたが、硝酸態窒素というのは、実は発がん性も持ち合わせていると。最近やっぱりがんが多発している、国民の第一ががん死ですけれども、がん死の原因の一つには、硝酸態窒素もあるんじゃないかということは、これはよく言われていることです。

それで硝酸態窒素がいまだ水道で問題になっているんだということをこの東串良に当てはめてみると、東串良の硝酸態窒素はどういう状態かということになってきたからこの質問になってくるわけです。

それで①の中央地区と東部地区、それぞれ水道がありますけれども、硝酸態窒素の濃度とその安全性は、どんなふうに判断されているのか、お伺いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町では、常に安全でおいしい水をお届けするために、水源地から蛇口に至るまできめ細やかな水質検査を実施しております。水道水の水質は厚生労働省の定める水質基準51項目について月1回以上、もしくは3か月に1回以上と項目に合わせて検査を実施しております。お尋ねの硝酸態窒素のみの検査項目はありませんが、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素がその中の1項目としてあります。この水質基準は1リットル当たり10ミリグラム以下と示されております。直近6月に実施した検査結果は、中央地区、1リットル当たり7.3ミリグラム、東部地区が1リットル当たり4.5ミリグラムで基準値以下でありました。したがって、水道水として、全項目の要件を満たしており、生涯この水を飲んでも人の健康に影響のない濃度であり、安全な水道水であることでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

中央地区がちょっと高めだということと言われていたんですけれども、今後、正直言って農業、農法如何によって上がってくるんじゃないかというところで、公共団体名は言えませんが、あるところが相当高くて、二つの水道を希釈して出さないと1か所の水道水からは10ミリグラムを飛び越えてしまうという話が出ています。それは近隣の市町村ですので、そういうことを考えると、これからはすごく留意していかなければいけないことかなと思っております。

それで中央地区の水源が枯れる寸前ということで、新しく岩弘の大崎町内にもなりますけれども、新しく水源地が、今一応ボーリングをしてパイプを打ち込んでありますけれども、その硝酸態窒素はどういう状態か調べられて、どういう結果が出たのか教えてくださいませんか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素が検査対象の1項目と先ほど説明したわけですが、その検査結果が1リットル当たり8.7ミリグラムで厚生労働省の定める水質

基準以下で適正でございました。供給実施につきましては、今後、東串良町水道事業運営委員会等で協議しながら令和4年度で工事を完了させ、令和5年度から供給したいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

聞いていたとおり上限値にほぼ近い状態です。これからどういうふうになっていくかというのは常時チェックしていかないといけないんですけども、ここでやっぱり大事なことは2年半前に、私、沖縄の宮古島に自主研修で行かせていただいて、エコアイランド宮古島というところでそれを勉強させていただいて、それはSDGsに基づいて持続できる開発目標ということで1,000年先を見据えてという考えで宮古島市は政策目標として掲げているわけですけども、ここもなぜエコアイランド宮古島、SDGsを確立しなければならなかった最初の原因は、この水の亜硝酸態窒素だったそうです。これじゃ、宮古島市の水は飲めなくなるということで、皆さんが一致協力して対策を立てたのが、やはりその水源地は農業地帯にあったということで、農業地帯で農業に従事される方をお願いして、化学肥料の低減、放置堆肥の低減、そういうことをお願いしたら、確実に下がっていったそうです。だから8.7という数値はかなり上限値に近い数字ですので、その辺を踏まえて、例えば新しい水源地は大崎町にありますけれども、いつかまた一般質問しようと思っておりますけれども、これからの農業の在り方と密接に結びついてくると思っていますので、これからは、次にまた一般質問させていただきましても、農業の在り方とこの水質は切っても切り離せない関係になっていくと思っております。これは一つちょっと皆さんにお含みおきしていただきたい形で提言したところでございます。

それから3番目にいきます。企業会計の導入に伴い、民間企業への水道事業委託を考えているのかということですけども、今、昨今テレビでもよく言われますけれども、水道会計事業に移行したところは外資系の水道会社に水道事業を委託するところが愛媛県の今治市を筆頭にどんどん日本各地で今増えています。そうすることのメリット、デメリットいろいろあるんですけども、どっちかといったらやっぱりデメリットが出てくるんじゃないかなという形で言われていますね。ちょっと前にその話をしたことがあったと思うんですけども、これは委員会調査とかです。そこを踏まえて企業会計に移れば、多分やっぱり民間の水道会社はどうですかといういろいろなお誘いが来るんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はどんなふう考えていらっしゃるのか、よろしく申し上げます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員も御承知のとおり、水道改正法により水道の経営基盤強化を図らなければならなくなったために昨年度より、公営企業会計の導入をいたしました。これは人口減少に伴う料金の収入の減、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等に対応するためでございます。安全な民間企業への業務委託を実施すると採算利益が優先され、水の安全性が低下することなどが懸念されます。本町では今年度から東串良町新水道ビジョンを策定中でございます。これらを考慮しながら、これまでと同様に水質検査や水道施設の24時間監視業務などを民間企業へ一部委託し、安心安全な水道水の提供に努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

かねがね昔から東串良の水、水道水、水質がすごくいいということを昔から聞いております。自分の家の御飯を炊いたとき、自分の自家水より町水を使ったほうがおいしくいただけるような気がして、自分の勝手な判断かもしれませんが、本当にいい水なんだなということを東串良で何年前ぐらいに誇りにするという人がいらっしゃったぐらいでしたので、この水の問題については東串良は特に、東串良の売りとしてもいろいろアピールしていけたらいいんじゃないかなと思います。

次に、田んぼの空中散布についてですけれども、農林水産課長からもいろいろ聞いたりしておりますけれども、毎年7月、田んぼに関しては有人ヘリによる、大型ヘリによる農薬空中散布、殺虫剤がまかれているわけですけれども、全国的には大型ヘリによる空中散布というのはどんどん減ってきて、残るは鹿児島県とどことどこかというぐらいに減ってきているようで、それがどういう方向性かというのは、やはり皆さん、ドローンとか、あるいは小さな無人ヘリでまくとかいう方向性になってきております。それでそう考えた場合に、ドローンにとって代わろうとしている御時世ですけれども東串良はどのような形になっていくか、どのようにやっていったらいいのか、ちょっとその辺を考えていらっしゃるのか、お聞きします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町の水稲航空防除につきましては、現在、町水稲航空防除連絡協議会において実

施しており、有人ヘリと無人ヘリを併用した体制となっております。散布時期は、主要品目であるイクヒカリの適期に合わせて7月上旬となっておりますが、本年7月に有人ヘリの事業者1者の撤退により初めて2日間にわたる散布作業を行いました。御質問のあったドローンの導入につきましては、これまで水稻航空防除連絡協議会で具体的に協議されたことはございませんが、町といたしましては、農林水産課において、その可能性を探っておりますので、その状況について説明いたします。

まず現在、導入している有人ヘリは散布能力の面でメリットがありますが、薬剤の使用料は多く、環境負荷は相対的に大きくなります。また、圃場替えの農薬の飛散、いわゆるドリフトなど周辺施設への忌避剤のリスクも高くなります。一方無人ヘリとドローンについては、水稻に限定した散布となるため、薬剤の使用料は少なくなります。また、飛行高度が低いため、ドリフトも少なく、忌避剤のリスクもほとんどありませんし、品種ごとに時期を分けた効果的な散布も可能です。ただし、有人ヘリに比べて1台の散布能力は低く、散布には時間がかかります。

このようにどちらも利点、欠点がありますが、ドローンの導入は緊急の課題であり、前向きに検討すべきであると考えております。今後は、近年の気象変化や散布費用の縮減、ヘリ業界の今後の見通しなどの観点から分析を進め、航空防除連絡協議会へ提案してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今、いろいろお話をしてくださいましたけれども、やはり個人の無人ヘリとかドローンでやれば、農薬の量とか、あるいは低用量で散布できる大きなメリットがあると思います。いつも言う自分の主義主張に合っているわけですがけれども。そうすると、自分なんかは、今スタークルですか、ネオニコチノイド系、大をつけていいと思いますけれども、大問題になっているネオニコチノイド系の農薬は、自分が例えばドローンでお願いするとすればストチューと言われますけれども、木酢を主体とした殺虫剤ではない安全な忌避剤とか、そういうのをまいてもらうような、そういうきめ細かな、そういう農薬というかそういう散布ができていくんじゃないかと思います。だからこれは大いに、これから奨励していただきたいですし、次に移れば、それをそういうふうになっていくんじゃないかといろいろ勉強をされている、東串良にある農事法人組合の二つ、私が知る限りでは2か所ですがけれども、永峯のある方と、それとお米を扱っていらっしゃるお米会社の方々が特別講習を受けて、ドローンのそういう要請があれば自分たちが引き受けていっていいんじゃないかなという方々がいらっしゃいますし、あといろいろ調べていますけれども、JAのほうもドローン散布に移行していくんじゃないかという形で何がしかの準備が始まっている感じがします。だから、JA、もしくは地元にある人は特に奨励してドローンによる、うちは農薬じゃないですけれ

## 会 議 の 経 過

ども、農薬散布なり、あるいはそういう生薬をまく散布の形というのは、これからすごく大事になっていくというか、これが時代の要請であると思っています。ですからそこに書いてありますけれども、こういう民間の方々もこれから出てきた場合には、これから準備をしていかないといけないんですけれども、そういう方々が出てきたときにはそういう奨励策とか、そういうことは先町長がちょこっとお話がありましたけれども、再度聞きますけれども、業者が出てきた場合には、奨励していく、町として推進していくという形を考えていかれるかどうか、もう1回確認の意味で聞いておきたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
あくまでも事業主体は協議会でございますので、ドローンを使用した散布体制となる場合は、技能認証を取得している方との連携は非常に大事なポイントだと考えております。ドローンの機体も含めた業務委託となりますけれども、オペレーターとして労務を提供していただくのか、今後町でも検討を行い、協議会のほうへ提案していきたいと考えております。  
以上です。

議 長（田之畑）  
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）  
それを期待していきたいと思います。  
次に、マルマリンについてちょっと午前中に申し上げましたけれども、これ委員会調査なんかで結構お話を聞いて、自分がこれをしたときには、まだあまりそういうことがなかったものですから、今度の会期中の前に委員会調査があって、ちょっと勉強させていただきましたので、今回は撤回します。  
以上で私の質問を終わります。

議 長（田之畑）  
それでは、次に、1番 小川香織議員の発言を許します。  
1番 小川議員。

1 番（小 川）  
通告に従いまして、5つの質問をいたします。  
初めに行政事務のデジタル化について質問いたします。  
本町における行政事務のデジタル化に伴う取組と対応について尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

文書管理、会計管理など職員共通の一般的な事務については、共通のシステムを利用して権限に応じて情報共有できる環境を整えていきます。また、従来、紙で管理していた各業務の台帳なども必要に応じてデジタル台帳を構築するなどシステム運用へ移行しているものもございます。なお、一部の事務においてはその内容に応じてクラウドサービスを利用することで効率化と低コストでの事務運用ができているものと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

次に、行政事務のデジタル化におけるメリットとデメリットについて、どのようなお考えをお持ちか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

デジタル化、システム化としてのメリットは作業時間の短縮やデータの共有による事務効率の向上、コロナ感染予防対策としては、パソコンの環境整備状況や業務によっては場所を選ばない業務も可能となるのではないかと思います。例えばテレワーク等によりコロナ感染症対策としての効果もあるのではないかと思うところがございます。デメリットといたしましては、環境構築へのイニシャルコスト、ランニングコストがかかることと住民の中には、デジタル化に適用できない方が少なからずいる以上、デジタル化に移行した業務と従来の業務の2パターンが存在することにより、事務に混乱を来すケースも想定できます。

また、対外的な通信を行うという側面からは、常にリスクは増え、セキュリティーに関する対策を十分に講じる必要がございます。東串良町のような小さな小規模自治体の中で、これまで行っていた業務をどれだけデジタル化していくかは、コストと効率を見極めながら慎重な判断が必要であるだろうと考えております。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

以上を踏まえて今後の計画を尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

本町の計画であります、国の示した計画の自治体DX推進計画での重点項目として挙げられている事項につきましては、検討を重ねながら取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところでございます。具体的には業務システムについて、国の策定する標準仕様に順守したシステムへの移行や住民がマイナンバーカードを用いて各種申請を行うことができる手続を可能にするため、既に導入、運用に向けて動いているところでございます。

また、そのような情報利用の多様化に伴いまして、セキュリティー強化対策も求められており、令和5年度からは新しいセキュリティーを構築するため、国のガイドラインに沿って、既に鹿児島県と調整を始めています。そのほかにつきましても、費用対効果を見ながら、国・県の動向も踏まえて検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

これまでの3点の質問により本町におけるデジタル行政への考えと今後の計画を確認いたしました。デジタル化は単なる業務のICT化とは異なり、町民本位の行政、地域、社会の実現を主な目的とするプロセスです。本町がより住みやすいまちとしてあり続けるために、どのような行政サービスを展開すべきかをデジタル技術を活用して提供していくことだと思います。また、業務プロセスの改革であり、業務量削減は、業務の効率化を兼ねた地方自体の大きな要になると考えます。この点では、町長も同じ考えという認識でよろしいでしょうか。確認として質問いたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

先ほど述べたとおりでございます。  
以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

町長におかれましても同じ考えであるということで、今後の進め方として、既存の仕事の進め方や組織体制にとらわれず、新しい行政の在り方を構想し、それに向けて本町におけるデジタル化の推進に努めていただければと存じます。併せて、国、県、鹿屋市を含めた先進的な自治体では、担当部署を設置し相応の権限を担当部署に置いている例もあります。また、全国では各課から若い職員を抜てきし、チーム体制により進められるところもあるようです。いずれにせよ、トップがデジタル化に取り組む強い意思を表し、推進、または改革体制を打ち出すことが必要です。改革をけん引する人材は、最新のデジタル技術だけでなく、組織や業務の改革を推進するマネジメント能力も求められます。多額の予算と労力をかけ、システムを置き換えたが大きな成果は得られなかったということにならないように住民サービスの向上や業務効率化、職員の創造性や満足度の向上といった観点で具体的目標を掲げ、組織、業務、システムの改革を統合して進めていただきたく存じます。また、人材の抜てきも内外部を含め検討し、公募をかけていただければと存じますが、町長の考えを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど申し上げましたとおりでございます。これに取り組む姿勢も変わりません。  
以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

デジタル化において多くの課題があると思いますので、いろいろな課題に柔軟に取り組む、体制を整えていただければと思います。

次に、情報発信方法について、質問いたします。

情報発信、防災無線で流す情報を含めた方法について、LINE等のSNSを活用した発信を検討する考えはないか尋ねます。

令和3年第1回東串良定例会一般質問でも同様の質問を行い、防災無線、広報紙、町内放送と既存のツールの活用にて、運用を検討しており、LINEを活用した情報

の発信についての計画は考えていませんという答弁を頂いていたと思いますが、再度本町の考えをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

LINE等のSNSは手軽に情報の発信ややりとりができる便利なツールとして多くの方に利用されておりますが、行政に導入するとなった場合、初期導入や年間保守に多額の費用が発生いたします。本町の人口や年齢層を考慮した場合、費用に見合った普及率は望めないものと考えております。

このようなことから町民の皆様へ情報発信については、現行のとおり、町のホームページや防災行政無線等を活用した方法が最良ではないかと考えております。防災行政無線の聞き逃し等に備えて、各家庭に設置されている戸別受信機には、録音機能も搭載されており、また固定電話や携帯電話から専用の電話番号に電話をしていただければ最新の放送内容をすぐに確認することも可能でございます。

観光やイベント等の情報につきましては、町内外を問わず、多くの方に情報を発信し、東串良町のよさを知ってもらいたいという思いから、地域おこし協力隊や移住支援コーディネーターが東串良町公式ネットやフェイスブック、インスタグラムを活用し、情報の発信を行っております。

なお、避難指示などの生命に関わる緊急性の高い情報については、NTTドコモ、ソフトバンク、KDDI、楽天モバイルと連携し、携帯電話ユーザーへ緊急速報メールを配信できる体制を整備しております。今後も町民の皆様迅速かつ正確に情報を発信できるよう、情報発信の方法については適時検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
1番 小川議員。

1 番（小 川）

伺いました。前回と同じ回答を頂きましたので、再度質問いたします。

初期導入のランニングコストということでしたが、町で把握されている初期導入の金額というものはどのくらいを把握されているのかお聞きいたします。

議 長（田之畑）  
総務課長。

## 会 議 の 経 過

総務課長（江 口）

初期導入、あるいは年間保守ということではありますが、正確な数字は今お手元にありませんので、後でまた報告をさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしても町長がさっき言いましたとおり、防災無線、あるいはインターネット等々で発信していくということでございますので、御理解いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

また、先ほど答弁いただいたように人口、年齢を考え、費用対効果は得られないという答弁もいただいたと思いますが、どのように年齢、人口を考えた費用対効果が得られないということを答弁されたのか、その内容もお聞きいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

人口や年齢層を考慮した場合という話がありました。確かに高齢者の方々については、スマートフォンを今も持っていらっしやらない方も多数いらっしやると思いますし、また若年の方々も持っていらっしやらないし、そういうことも考慮いたしまして費用対効果という部分で町長が発言したところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

答弁の中にありました放送の再確認は電話をして確認していただければよいということでしたので、一度電話をして確認する行動をさせていただきました。内容を聞くのに4分かかりました。4分間で電話料が幾らくらいかかるか分かりませんが、内容が分からずかけるとその内容が不必要であったりすることが判明しました。

また、先ほど年齢で携帯を持っていない、持っている人がいるということでしたがこちらは市場調査をされての答弁なのか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

## 会 議 の 経 過

いわゆるスマートフォンに所持率につきまして調査されたかということですが、それについては現在のところ行っておりません。ただ一般論で申し上げたところでございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

市場調査をされない答弁ということだったので、やはり実際に答弁いただけるのであれば、市場調査をされ、根拠のある答弁をいただきたいと考えております。

また、大隅半島でLINEの活用状況を確認させてもらいたいんですけども、他市町村でLINEを活用した公共サービスの実施はどれくらいあるか、本町は把握しているかお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

LINEの活用状況というところではありますが、現在のところ、私どもとしては把握していないところでございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

私のほうで確認させていただきました。まず、大隅半島で公式アカウント活用自治体について、もちろん鹿児島県、鹿児島市は活用しております。大隅半島では、垂水市、曾於市、鹿屋市、志布志市、南大隅町、錦江町、肝付町はホームページに連動はされておりませんが、公式アカウントを開設し、オリジナルのスタンプも販売しております。大崎町はLINEをコロナワクチン接種予約システムとして活用中ということで別のツールを活用し、情報の発信を行っているということでしたが、登録状況が多い点から今後のLINE活用についても検討がなされていくと思うという返答をいただきました。本町のみがLINEの活用が進んでいないということを確認させてもらったんですが、この点において、町はどのようにお考えでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

LINEの活用がどうこうということではありますが、先ほど言いましたとおり把握しておりませんので、町民の皆さんがどのような形で使うかというところもあるでしょうし、また行政といたしましては、先ほど言いましたとおり、今ちょっと数値的な部分が上がってきましたので申し上げさせていただきますが、初期導入で200万円で、年間200万円の保守料も要るといようなことになっているようでございますので、その辺を踏まえながらまた検討の必要があれば検討していきたいと思っておりますし、当面は、先ほど町長が申し上げましたとおり、防災無線等々で対応していきたいというふうに考えております。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。ちなみに年齢に関して、情報になるんですが、志布志市の場合、年齢が高ければLINEの登録、またそういったSNSなどのアプリの使用について、少ないのではないかなというふうに一般的に考えられそうなんですが、表を頂きまして、一番多くLINEの友達指定をしていただいているのが50歳以上の男女という結果が出ているということでした。また、大崎町でもコロナワクチンの予約接種に絡めた友達登録だったので、65歳以上で1,000人以上の登録があったということです。志布志市では6人に1人、もちろん市外もいるということでしたが、友達登録をしていただいているということで、紙面のアンケート、プレゼント調査をしている場合も紙面では10名ほどしかアンケート協力登録がないということなんですけれども、LINEでは300人を超える声やプレゼントの応募があるということで、LINEについて今後も必要なツールであるとほかの市町村の担当の方からお話をいただきました。

先ほど防災無線とおっしゃいましたが、防災無線は雨や風が強いと電波受信が悪く、なかなか何を言っているか聞き取りづらい現状にもあります。また、1日3回という広報をしていただいているんですが、その3回に確認できない状況にある多様化した社会状況もあると思います。今ある既存の情報ツールでは、高齢者を含めた町民や事業所などはこちらから探し出して受け取れない情報サービスとなっていると思います。受け取る側はそういった自分から受け取らないといけないサービスを望んでいるわけではなく、いつでも、どこでも、便利に受け取れる、そして選択できる行政サービスを望んでいると思います。SNSは、広範囲かつリアルタイムに情報の発信を行えます。また、ホームページと比較して、更新が容易である点も利点であると思います。災害時には、携帯会社から緊急速報メールが配信されるということでしたが、やはり地元のさらに詳しい情報であれば、LINEなど動ける方、また町外にいらっしゃる方の安心にもつながるので、今後はLINEの検討をしていただく必要があるのではないかなと思います。働き方や生活様式の多様性に伴い、情報の取得は一つの媒体では対応できないと考えます。町民の生活様式や所持される媒体に合わせた情報の発信

## 会 議 の 経 過

が重要だと思いますし、検討していただくべきだと考えます。町長の考えを再度尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
議員おっしゃるとおり情報化時代だろうと思っております。そういうことで、こういうLINEとかSNSについてもまた検討することといたしまして、指示したいと思っております。よろしくお願いします。  
以上です。

議 長（田之畑）  
1番 小川議員。

1 番（小 川）  
多様化に伴うサービス提供に努めていただけたらありがたいなと思います。  
次の質問に移ります。  
ハラスメント対策について質問いたします。

この質問も以前同様にさせていただき、職場内でのハラスメントに対する対応は十分に講じられており、ハラスメントに関する報告等もないという返答であったと記憶しておりますが、現在も報告、対応を行ったというお話はありませんでしょうか。町長に尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。  
ハラスメントは、人権に関わる問題でございます。職員及び会計年度任用職員の尊厳を傷つけ、職場環境の悪化を招きます。職員の能率発揮や公務の遂行を阻害する許されない行為だと考えております。  
議員お尋ねのハラスメント対策といたしましては、令和2年度より職員及び会計年度任用職員への文書やメールでハラスメントの防止に関するメッセージの発出や資料の回覧を行い、ハラスメントに関する意識啓発を行っております。併せまして、衛生委員会委員8名を相談員とした相談窓口を設置し、相談しやすい環境づくりに努めております。また、令和3年9月1日より、東串良町職員のハラスメントの防止に関する規定を施行し、所属長や職員の責務、ハラスメントと疑われる事案が発生した場合の対応について明確に示しております。ハラスメントが発生した場合は必要な措置を

## 会 議 の 経 過

適切に講じる体制を整えております。ハラスメントと疑われる事案が発生した場合の具体的な対応手順といたしましては、まずは所属内で事実確認を行い、解決、再発防止に向けた措置を講じます。所属内での解決が困難である場合や苦情、相談窓口へ直接相談があった場合は、総務課での対応となります。総務課での解決が困難である場合は、ハラスメント対策委員会へ対応を依頼し、事実関係の調査や対応措置の検討、指導、助言、再発防止を講じることとなります。ハラスメントの対応によっては懲戒等審査委員会での審査対象となります。ハラスメントの行為者及びその所属長に対し懲戒処分、その他人事管理上、必要な措置を講じる場合がございます。ハラスメント未然防止に向けて今後もハラスメントに関する情報の周知や職員研修を定期的に計画し、意識啓発に努めてまいります。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

昨年パワーハラスメントの防止を企業に義務づけることが法律で定められました。大企業は令和2年6月1日より、中小企業は令和4年4月1日より義務づけられます。本町もこの法律に該当するか分かりかねますが、職場のパワーハラスメントやセクシャルハラスメントなどの様々なハラスメントは、先ほど町長が答弁いただいたように個人としての尊厳や人格を不当に傷つけるなどの社会的に許されない行為であるとともに、働く人の能力を十分に発揮することへの妨げにもなります。つまり職場秩序の乱れや業務への支障につながり、社会的評価に悪影響を与えかねない問題となります。職場におけるハラスメントは、一旦発生すると被害者に加え行為者も退職に至る場合があるなど双方にとって大きな損失となることが少なくありません。また後に裁判に訴えるケースも出ております。そのようなことにならないためにも、未然の防止対策が特に重要であると考えますが、今町長が答弁いただいたように、この対応については十分に講じられているという認識でよいのでしょうか。また、十分な対応により、今後そういった事態は起きないと理解してよろしいのでしょうか。再度お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど説明したとおりでございます。今も全然発生しておりません。このことは、職員の規律とか要綱としたものが今励行されているんだなと思っておりまして、安堵しているところでございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

現在のところ、相談しやすい環境づくりに努めていますが、報告のほうがないということで、次の質問に移りたいと思います。

職員の教育対策について。本町における職員の教育体制（対策、待遇、業務手順等）について、質問いたします。

公的施設では人事異動が約2から4年サイクルで行われると聞きます。これは一つの業務に長く従事することで起こり得る不正の防止と職員の能力開発、職場の活性化が主な理由とされ、一定期間での異動が特定の企業、団体等の癒着を起きにくくする。また、いろいろな業務を経験する中で、様々な知識、スキルを身につけることができると解釈しています。

一方不正防止には、頻繁な異動だけでなく、コンプライアンスを高めることが重要で、能力のうち、特に専門性は3年半以上の長期的な経験を要するとされ、頻繁な異動は職場のパフォーマンスを下げるという問題も指摘されているとキャリアコンサルタント堤さんが述べられておりました。

このように異動による短期間で的高度な知識と技術の取得は、職場の要となる率先力の構築、責任、不安等も併せて大きな負担となり得るものと思います。しかしながら住民サービスにおいて人事異動の状況がサービスの受け手に影響するようなことがあってはならず、職員の教育体制や待遇対策、業務手順の引継ぎにおいて常に協議なされる必要があると思いますが、その点については職員の教育対策を含め、町の考えをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員お尋ねの職員の教育対策につきましては、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センターで行われております職位別の研修において行われております。この研修については、新規採用職員研修、主査研修、新任係長級職員研修、新任課長補佐級職員研修、課長級職員研修と、それぞれの職位に新たに任命された年に研修を受講しているところでございます。新規採用職員研修においては、社会人としての第一歩、待遇、公務員倫理等に前期2泊3日、後期3泊4日で研修を受講しております。業務の手順等については、それぞれの所属長を中心に上司、先輩、前任者等が指導しております。若い職員においては、先輩の職務に励む姿を見て学ぶことが多いと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

新人で鹿児島の方で研修を受けるという体験は私のほうも体験したことがありますので存じ上げております。ただ、市内で受ける研修と実際の業務に携わる先輩方やシステム、またアドバイスなどで得られる教育とは異なると考えております。今回なぜこのような質問をしたかという、やはり多様化するニーズに応えるため、職員、また環境においても様々な状況が重なり、教育に対してなかなか手が届かないところがあるのではないかと考えたため、質問をさせていただきました。職員の安心して働くことができる教育対策に努めていただきたいと思う気持ちで質問をさせていただきましたが、一方で、新人職員、女性職員、任用職員など特別にいろいろな不安を声に出せない方たちもいらっしゃると思いますので、教育に対しては十分な配慮をしていただきたいと思っております。特に新規採用では、業務以外で新しい人間関係や職場環境においても様々な不安を抱えての業務となります。町を支えるすばらしい能力を兼ね備えた人材をサポートし、育てることも町の大きな発展につながるのだと思います。職員の職場満足度調査などの実施を行い、サポート体制は十分か、また職員の思いを十分に受け止めくみ上げられているかなど調査し、全ての職員が持つ専門的な能力が生かされる職場づくりに努めていただきたいと考えます。また、仮に不満がない等の報告が上がった際も職員にとって伝えにくい環境ではないか、もちろん先ほど答弁いただいたように、第三機関での相談窓口の設置をされているとは思いますが、その窓口の広報は十分か、今後も引き続き検討していただきたいと思っておりますが、町長のお考えを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、説明したとおりですけれども、新規採用のときですね、町長講話ということで町長室にお越しいただいて、新人さんと呼んで、私が説明します。説明というか、それぞれ皆さん方、配置されますけれども、その仕事そのものはこの1年間で全部一応流れだけを見てくださいということで説明しております。でないと、来年、また採用される方が来たときは、あなた方は先輩になりますと。聞くことは一時の恥とってください。でないと、1年のうちで聞くことは聞いてもらわないと、2年目になると聞けないということですね、先輩になりますからということで、そのことを大いに言っております。ですので、1年目でどんどん聞いてください、先輩の方々とかに。聞けるのは今年1年ですよ。だからそのことをいつも新人さんには伝えております。

それと私、毎朝、挨拶をするんですけれども仕事のできる人ほど挨拶をおはようございますと大きい声で返してくれます。自信を持っておはようございますと返してく

ださいと。それは私の新人さんに対する気持ちです。一応そういうことで、ほかの方々もそういうことでサポート、フォローしていただいているのが今の現状であり、そして今議員がおっしゃった異動というものは、若いうちはどこどこ回ってくださいということで異動もさせております。勉強です。だからそういうことで、今議員おっしゃるとおりですけれども、それぞれ研修とか勉強はさせております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今、答弁いただいたように1年で聞きたいことを全部聞いていただくという環境はとても素晴らしいものだと思います。ただ、私も2年、3年となってようやく自信がついてお答えできたり、働けるような技能を身につけたりすることが多々ありますので、やはり勉強がストレスにならないように十分に町長のほうからも配慮をしていただき、素晴らしい人材がさらに素晴らしい能力を開けるようサポートしていただきたいなと思います。

最後に、行政サービスのニーズ調査について質問いたします。

本町における交通手段のニーズ調査などの必要性について尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

この交通手段のニーズ調査などの必要性についてお尋ねでございますが、現時点におきましては、ニーズ調査などを行う必要性はないという考え方でございます。議員からは以前にも公共交通の件で質問をいただいておりますが、交通弱者の方々の通院、それと買い物等につきましては、その際述べさせていただいているところでございます。他の自治体でコミュニティバスを導入されているところもございますが、合併市町村でまちの面積も広く、公共交通バス停留所までかなり時間を要する地域に在住の方々もいらっしゃると思います。幸い、我が本町は、町の面積は27.78平方キロメートルでございます。鹿児島県本土が一番面積の狭いまちであります。例えば安留から国道220号線の物産館に行くのにバス停留所まで車で約7分、岩弘上東から豊栄のバス停留所まで車で約6分というように近隣市町と比較しても自宅からバス停留所までの車での所要時間が短く、町内どの地域からおおむね10分以内で到着するという状況であります。仮にコミュニティバスを導入しようとする場合、採算を度外視して取り組むことになろうかと思いますが、そうした場合、財源上の問題が重くのしかかってまいります。といいますのも、今後住民の皆様が活用される公共施設等の

## 会 議 の 経 過

老朽化が進んでおりまして、改修や新設工事には相当な額の財源確保が必要となります。このほかにも超高齢社会を迎えている現状におきまして、様々な負担が増えてくることは避けられない状況にもあります。これらのことから将来的に継続して経費の負担を伴うような取組につきましては、慎重にならざるを得ない状況でございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

町長がおっしゃるとおり、私を含めてこれまで地域公共交通システムについて、様々な答弁がなされてきました。廃止路線バス代替タクシー事業に対する政策提案や運転免許の自主返納率についても前回答弁をいただきました。近年、社会経済情勢が大きく変化する中で、住民の生活様式や価値観も多様化しております。前回の質問以降、町民の方より交通サービスに対する踏み込んだ討論の要求や要望もいただきました。私は町民の代弁者ではありますが、全員の意見を伝えられるわけでもありませんし、確認することもできません。また、行政は住民に公正、公平に関わらないといけないという原則があり、税金を使ってサービスを提供するため、慎重かつ十分な議論、事務処理の必要性、さらには法律に基づく対応が必要となると考えています。私は、現在の廃止路線バス代替タクシー事業を公平なサービスとは感じられず、また十分な公共サービスの提供であるとも感じておりません。国、地方を問わず、厳しい財政状況など行政のみのまちづくりには限界があることも認識しております。しかしながら、行政サービスの提供を考える上で、主体は町民となります。限られた資源や制約のある中、町民の意見を確認するプロセスは必要だと考えます。これからは、行政以外にも目的に応じた多様な取組主体の協力や役割の分担が求められます。まずは、行政サービスが町民ニーズに合っているのか、またニーズはどこにあるのかなど、先ほどニーズ調査の必要性は感じられないという答弁をいただきましたが、やはり調査し、進めていくべきだと考えますが、交通手段のニーズ調査について、町の考えは先ほどの答弁と変わらないか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど述べたとおりでございます。変わりません。

以上です。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

1 番 小川議員。

1 番 (小 川)

変わらないということでしたが、行政サービスはやはり町民の意見を取り入れて運営していただきたいと考えております。できれば、今後住民の事業参画を支点にまちづくりを推進していただき、時には町民から評価をいただきながら多様なサービス提供による住民の満足指数の向上に努めていただきたいと期待いたします。

これで、私の一般質問を終わります。

議 長 (田之畑)

次に、2番 児玉勇治議員の発言を許します。

2番 児玉議員。

2 番 (児 玉)

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、消防団についてであります。

令和3年4月に、本町で知事と語ろう会があり、消防団から消防団員の人員確保に苦勞しているとの意見が出たのですが、本町4分団の分団ごとの人員と充足率をお尋ねします。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

東串良町消防団設置条例における団員の定数は150名で、令和3年9月1日現在の消防団員数は118名で、充足率は78%です。内訳といたしましては、正副団長並びに女性消防団員の消防団本部が15名、中央分団が33名、別府原分団が18名、新川西分団が27名、柏原分団が25名でございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

2番 児玉議員。

2 番 (児 玉)

ただいま定数が150名に対して118名の団員数ということで、どの分団も人員確保にとっても苦勞しているようです。消防の任務は、住民の生命、身体及び財産を火災から守ることです。また、水害や自然災害からも生命を守らなければなりません。この強い意思がなければ務まらない活動です。時には自分の仕事や家庭を犠牲にしな

## 会 議 の 経 過

ければならないこともあると思います。このような団員の方々に費用弁償として手当が支給されていると思いますが、その金額と近隣の市町との比較についてお尋ねいたします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

東串良町消防団給与等条例に基づきまして、費用弁償を支給していますが、火災や災害時の一般出動並びに警戒活動に対しまして1回当たり5,200円を支給しております。訓練活動や出会などに対しまして1回当たり5,000円を支給しております。しかしながら全国的にも消防団員数の減少が危機的状況であること、また災害が多発化、激甚化する中で消防団の役割も多様化しております。一人一人の消防団員の負担も大きくなっていることを踏まえまして、消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告が発出され、今後消防団員の費用弁償や報酬などについて見直しが必要になると考えられます。

なお、本見直しについては、近隣市町との調整が必要である旨の提言もございまして、近隣市町と協議した上で議会にお諮りしたいと考えております。

近隣市町との比較につきましては、総務課長に答弁させます。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

今、町長のほうからありましたとおり、近隣市町の出動手当でございしますが、金額を申し上げさせていただきたいと思います。最初、町長のほうからありましたとおり、本町につきましては、1回当たり5,200円を支給しております。以下、鹿屋市5,000円、肝付町5,200円、錦江町5,200円、南大隅町5,200円、大崎町5,100円となっているようでございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

人員確保が報酬や手当で解決できるものではなく、それが全てだと思いませんが、ただいま近隣の市町との比較も出て、大体同じような金額ということを理解して安心したところです。ここ数年は、本町の火災件数は年間1件か2件です。これは住民の

## 会 議 の 経 過

努力のたまものだと思うのですが、しかし消防団の出動は、さきに述べたとおり、火災だけではありません。私が現職で東部消防署に勤務していたとき、柏原で水害が発生しました。東部消防署から出動したのですが、あまりの水量の多さに現場まで到着することができませんでした。そのとき、消防団のほうでボートにより救出したとの知らせを聞いて、ほっとしたのを今でも覚えています。このようにいろいろな災害が発生したとき、どうしても消防団の力は必要なんです。よく団員の方々が訓練や災害の出動のとき、職場に気を遣うと言われます。自営業者と違い、会社勤務者は給料をもらっている以上、当然だと思います。そこで消防団の活動に理解を得るために、町でも企業へ出向いて理解を得ることはできないものか、伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

消防団は、議員おっしゃいました地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですけれども、近年高齢化やコミュニティ不足などを理由にその団員数が著しく減少しております。今後もこの減少に歯止めがかからない状況が続きますと、地域の消防防災体制の崩壊につながるおそれがあり、極めて憂慮すべき事態となっております。このため、町消防団でも在席する消防団員の協力を得ながら草の根運動を展開し、一人でも多くの消防団員の確保を図っていこうということで行っているところでございます。

なお、今年4月24日に開催されました知事とのふれあい対話でも本町の消防団長から知事に対して消防団への入団について年々、第一産業や自営業従事者が減少し、サラリーマンの割合が増加傾向にある旨を伝えた上で、地域住民だけでなく、企業に対しても消防団活動の必要性を呼びかけるとともに、必要に応じて消防団員を輩出している企業に対して優遇措置などを設けるよう要望もされたところでございます。町といたしましても地元企業に消防団に入団のお願いをしていきたいと思っているところでございます。併せて、優遇措置の検討も行っていく必要性を感じているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま町長のほうから企業への要請をやっていききたいということを知り、安心したところですが、ぜひ継続を希望します。

続いて、現在各分団に配備されている消防自動車の運転は年齢により運転ができな

## 会 議 の 経 過

い車両もあると思いますが、ほとんどが普通免許で運転可能な車両だと思います。しかし、大型免許でないと運転ができない消防車両もあると思うのですが、その免許取得のために補助金等の優遇措置はできないかを伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

道路交通法の改正に伴いまして、平成19年6月2日から平成29年3月11日以前に普通免許を取得した者は車両総重量5トン未満の車両までしか運転できず、また平成29年3月12日以降に普通免許を取得した者は、車両総重量3.5トン未満の車両しか運転ができないようになっております。なお、本町の各消防分団に配備しているポンプ車やタンク車については、車両総重量が4トンを超えるため、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した消防団員については、中型や大型免許を取得する必要があります。このため、本町では大型免許など取得にかかる経費の2分の1以下以内でかつ10万円を限度額として交付する助成金制度を設け、消防車両等にかかる運用を担っていただいているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま町長のほうから助成金等の優遇措置を聞いて安心したところです。ぜひ多くの団員が大型免許を取得して、誰でもいつでも消防自動車を運転できるような環境ができればと思います。どこの市町村でも消防団または婦人消防隊の人員確保については、非常に苦労され、若年者の団員確保が課題となっているようです。どうすれば団員確保ができるのか、退団しようとする団員の引きとめをどうすればいいのか、消防団のOBの活用はできないのか、非常に難しい問題だとは思いますが、災害が発生したら消防団の力が一番必要です。そのことを住民の方々も理解されていると思いますので、力を借りながら広報紙等で消防団の募集を行って、一人でも多くの団員が確保できることを希望しまして、次の質問に移らせていただきます。

令和3年9月18日から、もう明日、明後日なんですけど、施行される医療的ケア児及びその家庭に対する支援に関する法律が公布されるわけですが、このことに対して、今まで本町において、医療的ケア児に対しての取組を協議されたことがあるかをお尋ねします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えします。

関係者が一堂に会して正式に協議したことはありません。ただ、町長や副町長、あるいは教育委員や管理課、総務課等の関係の方々に話をしたことがあります。その内容としては錦江町の医療的ケアの必要な児童に対するの対応としてどのような施設をつくり、それにどれぐらいの費用が必要であったか、国の補助は3分の1、県の補助はないというようなこと、そしてそれに至るまでのいきさつや経緯など聞いていましたので、その大変さをお話ししてきています。簡単に言いますと、複雑な事情があるとはいえ、また医療的ケアの必要な児童という特別なケースですが、1人のために1億円必要であったということなどです。本町で今それが必要ということではなく、将来的にそういうことを考えないといけない事態も起こり得るので、頭の隅には入れておいてください、そういう願いをしてきたということなのです。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま教育長も言われたとおりの、この医療的ケア児に対する取組を行っている錦江町へ行ってきました。開設するまで3年間の年数を要したとのことでした。法律が公布される前に錦江町が実施した理由は保育園からの同年代の子供たちと一緒に学び、活動してきたのでどうしても小中学校でも一緒に授業を受けさせたいとの親の情熱だったということでした。本町においては、保育所、幼稚園等からの報告で医療的ケア児はここ数年は該当者なしとのことですが、このことが法律化されたので今後本町への移住者を含め、このような事案が発生した場合は、町はどう対処されるかをお聞きします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えします。

議員の言われるとおり、今のところ医療的ケアの必要な児童はいないと考えます。移住希望者がありましたら、その支援のレベルや医療ケアの内容等を確認する必要があると思われれます。そのレベルや内容によっては、まずは鹿屋養護学校を紹介したいと考えています。鹿屋養護学校なら施設設備や職員数も充実しており、より専門的なケアが可能であると思えます。本人の将来を考え、例えば進学や就職を考えてもそのほうが有利になると考えています。万一、本町在住でないといけない理由があっても、

鹿屋までなら送迎も可能ですし、医療ケアのレベルによっては、通学用のバスもあると聞いておりますので、鹿屋養護学校をお勧めするのが最良かと思っております。

将来的に通学もできない本町在住の医療的ケアが必要な事案が発生しましたら、その事情、実態を正確に把握し、その児童に本当に必要なケアは何かを専門家を交えて検討し、町当局に最大の課題であります財政的課題を含めてお願いをするしかないと考えています。

また医療的ケア児童、及びその家族に対する支援に関する法律の目的、基本理念、そしてインクルーシブ教育を進めようとしている文科省の考え方からしても国の補助は少な過ぎると思います。ただ、各学校に同様の施設設備を整えるのは財政的にも無理があると思います。その代わり、養護学校に通いやすくなるように造成するとか、今の施設の充実を図るほうが現実的で得策ではないかと今のところはそういうふうに考えております。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま教育長の話のとおり、養護学校の紹介とか、そういう方針を聞きました。錦江町でも初めての試みで大変だったそうです。今、教育長のほうからも出ましたが、国の補助金は3分の1です。県は関係しません。だから残り全ては町の負担です。錦江町は児童の教室が2階なので、エレベーターの設置が必要とのことでした。国に対しては1,500万円請求しまして、国から500万円の補助があり、残り1,000万円を錦江町が出したということなんですが、改修工事を行っていったら大体5,000万円かかったみたいなんです。いろんな基準が違ったりしてですね。それで、その金額を国のほうに出したら、最初の申請が1,500万円だったからもう無理ですよと言われて、結局町の負担だったということでした。また、今言われた1名の児童に対しては2名の看護師が必要とのこと。黒板、消毒設備、いろんな設備の購入を考えると大変な金額ですが、それでも国の補助は3分の1です。国への補助へ申請してからに関しては実際かかる金額と補助金に差が出ないようにしっかり調査した上での申請が今言ったとおり大切になってくると思うんですが、国の補助が3分の1というのは物すごい低いんじゃないかと思います。それで県の補助金もないわけですので、この国の補助金の増額に対してはもうちょっと何とか自治体のほうで訴えるべきではないかと思うんですが、教育長か、もしくは町長でもいいですけど、何か答弁があればお願いします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

## 会 議 の 経 過

お答えします。

錦江町が大変苦勞されたことは直に聞いております。エレベーターの補助の見解の相違等があったことも伺っています。ただ、看護師が2名というのは私知りませんが、1名のつもりでございました。議員の御指摘のとおり、補助は国は3分の1ですが、県はゼロです。このあたりはいろいろな事情があるとは思いますが、ちょっと細かく調べたりはしていません。結局さっき言った養護学校とかは全部県立ですので、多分そっちのほうにいつてるんだろうと思います。議員の御指摘のとおりですが、県の関係部署に相談してからもちろすが、時間がかかり、結果補助はゼロだったということだったんですが、ある意味、それを聞いたときショックでした。県も何らの補助を考えてもらわないと経済基盤の小さい自治体だからといって施設整備等の費用が安くなるわけではありません。そういう自治体では医療的ケア児1人の面倒も見れなくなるおそれもあります。教育長会でももちろんですが、各自治体が声をそろえて要望していくしかないんじゃないかと考えております。また、医療的ケア児童への対応が必要になった場合は、錦江町の事例も参考にしながら、町の関係当局だけでなく、議員の皆様、また保護者や関係町民の皆さんの意見を踏まえながら慎重な議論を重ねる必要がある重大事案になると思われま。熟慮し、考慮を重ねて、単なる感情論ではなく、冷静な判断で意義ある議論の下、よりよい結論が得られるように心にとめておいていただければありがたいなと考えておるところです。

議 長（田之畑）  
2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま教育長からも本町の考えは聞いたところなんですが、もしこのような事案が発生した場合は、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、最も大切なことなんですが、家族の離職防止、そして安心して子供を産み、育てることができるようになるために、相談体制の整備、情報の共有の促進を図り、この法律の目的が達成することを希望しまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）  
以上で、一般質問を終わります。  
ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時22分

再 開 午後2時32分

議 長（田之畑）  
それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

◆ 日程第2 議案第39号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）

議 長（田之畑）

日程第2 議案第39号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第39号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山譲一議員。

3 番（瀬戸山）

議案第39号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議（案）の動議を提出いたします。

## 会 議 の 経 過

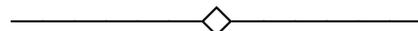
議 長（田之畑）

ただいま瀬戸山譲一議員から議案第39号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議（案）の動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので成立しました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後2時34分



再 開 午後2時35分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付いたしました議案第39号 令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）に対する附帯決議（案）の動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題といたします。

~~~~~  
◆ 追加日程第1 発議第2号 議案第39号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）」に対する附帯決議（案）

議 長（田之畑）

追加日程第1 発議第2号 議案第39号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）」に対する附帯決議（案）を議題とします。

職員に発議第2号を朗読させます。

事務局長。

議会事務局長（浜 屋）

それでは朗読いたします。

発議第2号。

令和3年9月16日。

会 議 の 経 過

東串良町議会議長 田之畑稔殿。

提出者 東串良町議会議員 瀬戸山譲一。

賛成者 東串良町議会議員 児玉勇治。

同じく 小川香織。

同じく 宮地利雄。

議案第39号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）」に対する附帯決議（案）。附帯決議案を、別紙のとおり東串良町議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。理由、東串良中学校正門側整備工事の執行にあたり、樹木の保存と生徒の安全確保を求めるもの。

別紙、議案第39号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）」に対する附帯決議。

令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）では、10款3項1目の「学校管理費」において、工事請負費として2,500万円が計上されている。町当局の予算説明では、東串良中学校正門側整備工事の追加工事に係るものであった。この計画では、整備工事に伴い、過去からの歴史を持つ貴重な樹木を伐採しようとしている。また、生徒の送迎を中学校敷地内で車から乗り降りができるようにしようとしている。

昭和40年代から50年代では、自然観察や情操教育の一環として各学校に「築山」と言われるものが築造され、樹木に名札までつけるほどの手の込みようであった。しかし、現在その「築山」が一掃され、倒木として危険と言うには程遠い年輪を重ねた由緒ある古木も、ほぼ全面的に伐倒され、教育の現場から貴重な樹木が姿を消している状況に危機を感じている。生命を慈しみ育てる愛林事業として生徒に見せて、その意義を説明することはこれから大事な環境教育でもある。

以上のことから、東串良中学校正門側整備工事の予算執行にあたっては、環境先進国ドイツに学ぶべきところがあるので、できるだけ次の事項に留意し進められることを求めるものである。

1. ドイツでは、道路などの建設予定地に貴重な樹林地帯があれば、そこを回避してコース設定がなされており、景観形成にも役立っている。このことを参考として、中学校駐車場整備予定地の中に緑のゾーンを残し、自然との調和を図ること。

また、整備工事上で障がいとなる樹木があった場合、その樹木を伐倒するのではなく、植林地帯を設け樹木を移植すること。

2. 校内に車両の乗り入れが頻繁になり、生徒と行きかう頻度が高くなる。そのため、安全対策を徹底して講じること。

以上、決議する。令和3年9月16日 東串良町議会。

以上、朗読いたしました。

議 長（田之畑）

本案について、趣旨説明を求めます。

瀬戸山譲一議員。

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

ただいま議題となりました発議第2号 議案第39号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）」に対する附帯決議ですが、内容については、今事務局長が朗読して下さったそうです。さらに気持ちとして追加的にお話ししたいのは、これからの時代を考えるに、本質、つまり何を重要視していったらいいかということですが、けれども、例えば皆さん、柏原の海を見てごらんのとおり、わざわざトラクターとごみ収集受けを買ってまでしなければいけないぐらいごみが散乱しております。大変困っていますよね。そして例えば河川に大雨なんか降ったとき、上流からのごみがいっぱい流れついて、牧草を刈る畜産の方々も困っていらっしやいます。これと相通ずるものがあると思うんですよね。それはやっぱり自然を愛する心だと思います。さっき局長も読んでくださいましたけれども、例えば私の出身校で柏原の築山とかあって、樹木がいっぱい盛んですごく感じのいい自然と一体化した学校だったと思っておりますが、その築山もなくなり、そしてここまで切ってもいいのかという、大事な何百年もたった木もほとんど合理化のために伐倒されております。これからの時代を考えるに、子供たちに自然を愛する心、自然を守る心を培っていかないと、これからの地球の存続というのは、ひいては大変厳しいものになるんじゃないかと思っております。そこに通じていくものであると思っております。

以上、東串良中学校正門整備工事において、歴史的にも貴重な樹木の保存と活用が図られることと、そして生徒の安全対策が徹底して講じられるように議会の希望的意見を決議するものです。御賛同のほどよろしくお願ひします。

議 長（田之畑）

これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから発議第2号 議案第39号「令和3年度東串良町一般会計補正予算（第5号）」に対する附帯決議（案）を採決します。

会 議 の 経 過

お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発議第2号 議案第39号「令和3年度東串良町一般会計補正予算(第5号)」に対する附帯決議(案)について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第3 議案第40号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第40号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第40号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第41号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第41号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第41号 令和3年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第42号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第42号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第42号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第6 議案第43号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第43号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第43号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月29日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 午後2時48分

令和3年第3回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和3年9月29日 午前10時00分  
閉 会 令和3年9月29日 午前10時38分

出席議員（10人）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 小川香織  | 2番 児玉勇治  |
| 3番 瀬戸山譲一 | 4番 牧原完治  |
| 5番 西園貞美  | 6番 泊重巳   |
| 7番 前田隆   | 8番 上園ミキ  |
| 9番 宮地利雄  | 10番 田之畑稔 |

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

6番 泊重巳                      7番 前田隆

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      浜屋啓子                      書記              大園保広

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |       |                  |        |
|--------|-------|------------------|--------|
| 町長     | 宮原順   | 住民課長             | 田尾勝    |
| 副町長    | 畠中勇一郎 | 企画課長             | 中島孝一   |
| 会計管理者  | 有嶋義昭  | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 前田秀一   |
| 総務課長   | 江口勝志  | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 中小野田輝幸 |
| 農林水産課長 | 瀬戸山雅樹 | 社会教育課長           | 吉留潤一郎  |
| 福祉課長   | 吉永広史  | 総務課長補佐           | 上野史生   |
| 税務課長   | 東水流勝  |                  |        |
| 建設課長   | 宮地利行  |                  |        |

議事日程                      別紙のとおり  
会議に付した事件              議事日程のとおり  
会議の経過                      別紙のとおり

## 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第10号 分煙環境整備に関する陳情（委員長報告）
- 日程第 3 発議第 3号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地などの埋立てに使用しないよう求める意見書
- 日程第 4 発議第 4号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書
- 日程第 5 発議第 5号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書
- 日程第 6 議案第36号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第 7 議案第37号 東串良町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第38号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 認定第 1号 令和2年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 10 認定第 2号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 11 認定第 3号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 12 認定第 4号 令和2年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 13 認定第 5号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 14 認定第 6号 令和2年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 15 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第 16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

# 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにし
たいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。
お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議
員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定
しました。

~~~~~

## ◆ 日程第2 陳情第10号 分煙環境整備に関する陳情

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第10号 分煙環境整備に関する陳情を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長 児玉勇治議員。

## 会 議 の 経 過

2番 児玉議員。

### 2 番 (児 玉)

ただいま議題となりました陳情第10号 分煙環境整備に関する陳情について、委員会での審査結果を報告します。

本件の審査は、9月14日に開会した委員会で、陳情の趣旨・内容について審査いたしました。

結果、町たばこ税は、令和元年度も令和2年度も4,500万円を超える町税として貢献していることや、受動喫煙防止を図るためにも喫煙場所の整備は必要であるとのことから、陳情の趣旨及び内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

### 議 長 (田之畑)

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから陳情第10号 分煙環境整備に関する陳情を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

- ◆ 日程第3 発議第3号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地などの埋立てに使用しないよう求める意見書

議 長（田之畑）

日程第3 発議第3号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地などの埋立てに使用しないよう求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

宮地利雄議員。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ただいま議題となりました日程第3 発議第3号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地などの埋立てに使用しないよう求める意見書の趣旨説明であります。

既にお手元に配付のと通りの趣旨でありますのでよろしくお願いいたしますが、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨などが混入した土砂、この中には鹿児島県出身の兵士の分も2,600名以上含まれているとされておりますが、これらの土砂を埋立てに使用しないことを要望するものであります。よろしく御賛同のほど、お願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発議第3号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地などの埋立てに使用しないよう求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発議第3号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地などの埋立てに使用しないよう求める意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第4 発議第4号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書

議 長（田之畑）

日程第4 発議第4号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

小川香織議員。

1番 小川議員。

1 番（小 川）

ただいま議題となりました発議第4号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の趣旨説明を行います。

現在、地方自治体が単独で行っている医療費助成制度は乳幼児、独り親家庭、重度心身障がい者等の医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して医療を受けることができる制度となっております。この制度は、全国の全ての自治体で実施されている制度でもあります。また、この制度が経済的負担の軽減に大変効果のあるものとし、制度の拡充を図る自治体も増えております。

一方、国におかれましては、地方単独医療費助成制度の現物給付化が医療費の増大、波及増をもたらす要因であるとし、それを抑えるため現物給付を導入している自治体に対して、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を講じております。このことは国が

会 議 の 経 過

本来果たすべきセーフティネット、あらかじめ予想される危険や損害の発生に備えて被害の回避や最小限化を図る目的で準備される制度、仕組みを担う地方自治体の努力や独自性を阻害するものであります。

よって、国におかれましては、地方単独医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国庫負担金の減額措置を速やかに廃止していただき、安心して医療を受けることのできる制度構築に努めていただくよう強く切望し要望するものです。よろしく御賛同のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから発議第4号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。
ただいま議決されました発議第4号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。
御異議ありませんか。

会 議 の 経 過

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 発議第5号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書

議 長 (田之畑)

日程第5 発議第5号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書を議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。

小川香織議員。

1番 小川議員。

#### 1 番 (小 川)

ただいま議題となりました発議第5号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の趣旨説明を行います。

新型コロナウイルスが蔓延し、全国的に受診控えが報告されております。2016年に鹿児島県が報告したデータによると、子育て世帯の貧困率は全国ワースト3位で、母子世帯では約40%が貧困であると報告されております。令和2年の経済情勢報告書では、新型コロナウイルス感染症の影響により、鹿児島県は厳しい状況が報告され、賃金構造基本調査では、全国圏よりも低い水準であることが明記されております。本町におきましても就学支援制度の申請が年々増加するなど厳しい経済状況が報告されております。

このように、厳しい経済状況下での突然の体調不良や慢性的な通院による医療費は、家計に大きな負担と不安を与えます。子ども医療の窓口負担は未就学児に加え、令和3年4月より高校生も新たに対象となりましたが、窓口負担のかからない現物給付方式は、市町村民税非課税世帯のみの対象としており、課税世帯である対象者は償還払いのままとなっております。

また、重度心身障がい者医療及び独り親家庭医療の医療費助成制度はいずれも償還払い方式であるため、初期の費用負担が大きく必要に応じ、医療を安心して十分に活用できない事例が生じております。つまり、こうした現状は医療費助成制度が子育て世帯や重度心身障がい者を抱える当事者、家庭、家族、また独り親家庭の方々におかれましても安心して医療を受けられる制度でありながら、償還払いにより実際には必要な医療を受けることのできにくい課題を抱えております。現物給付は、乳幼児、妊産婦、重度心身障がい者、独り親家庭の方々にとって安心して傷病の早期発見、早期治療をすることができる必要な制度であり、権利であります。

## 会 議 の 経 過

これらのことから県に対し、住民の健康増進及び傷病の早期発見、早期治療による重症化予防と防止を含め、医療費助成における現物給付化を所得制限なく安心して医療を受けることのできる制度構築の推進と重度心身障がい者医療及び独り親家庭医療の医療費における現物給付におかれましても早期に検討していただき、実現していただくことを切望し、強く要望するためのものです。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから発議第5号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
お諮りします。

ただいま議決されました発議第5号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第36号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

議 長（田之畑）

日程第6 議案第36号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第36号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第7 議案第37号 東串良町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第7 議案第37号 東串良町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第37号 東串良町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第8 議案第38号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第8 議案第38号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第38号 東串良町円山公園管理センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 9 認定第1号 令和2年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第10 認定第2号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第11 認定第3号 令和2年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第12 認定第4号 令和2年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第13 認定第5号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◆ 日程第14 認定第6号 令和2年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議 長 (田之畑)

日程第9 認定第1号 令和2年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてか

会 議 の 経 過

ら、日程第14 認定第6号 令和2年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

各件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号について、委員会での審査結果を報告いたします。

別紙をごらんください。読み上げて報告に代えます。

決算審査特別委員会報告書。

9月10日に開会した令和3年第3回東串良町議会定例会（9月議会）の本会議において、委員8名で構成する決算審査特別委員会が設置され、令和2年度一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計の決算審査が付託されました。

決算審査については、本委員会の審査結果が執行部において次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、9月議会の会期中に実施しました。

以下、審査の経過並びに結果について報告いたします。

本委員会は、令和3年9月17日、21日、22日の3日間において、各課長に令和2年度決算における特徴的・特殊的なところの説明を求めた後、成果説明書を主に質疑等による書類審査を行いました。

また、9月24日には令和2年度事業の成果等を把握するため、FRP防火水槽を設置した3か所と、水道事業施設の水源地や配水池の5か所を現地調査しました。

審査に当たっては、次の点に主眼を置き、審査をいたしました。

- 一． 予算執行は計画的かつ効率的に行われたか。
- 一． 予算計画に対する実績は妥当であり、かつ行政効果や経済効果はあったか。
- 一． 町民にとって事業効果があったかなどです。

審査の結果、9月27日に開催した委員会において、令和2年度東串良町一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計の決算は、全会一致で認定すべきものと決したところです。

なお、決算の内容について審査し、業務の執行の適正を確保することは、住民の代表であり、議決機関である町議会に与えられた権限です。このようなことから、決算審査における施策の評価や政策的提案を次のとおり行います。

執行部が次年度の予算編成において、決算の状況などを勘案した議会からの積極的な意見等を反映されることを望み、本委員会の報告とします。

1. 特に評価する意見のあった施策。

①防災拠点機能強化のため、災害時に重要な電子機器が集中する庁舎2階の防災強化が図られている。

②避難所用資機材（パーティション）の購入により、災害時の感染対策やプライバシーの確保が図られている。

会 議 の 経 過

③防火水槽の設置や小型動力ポンプ水槽車の購入により、防火に対する整備が図られている。

④交通安全対策事業は、コロナ禍においても町民の安全に関わる学びを継続し、交通事故防止の啓発が図られている。

⑤ふるさと納税は、ポータルサイトを増やす工夫をするなどして、増額したことにより、自主財源の確保と地域産業の振興に大きく寄与している。

⑥I・Uターン受入れ体制事業により、オンラインを使用した移住相談等の事業の継続が図られている。

⑦円山公園に管理センターや複合遊具が設置され、観光事業が推進されている。

2. 特に指摘の政策的提案について。

①消防組合市町負担金の算出方法の見直しについて、構成市町と協議を進め、負担金の公平性に努められたい。

②移住相談はオンラインを活用して、相談件数が増えるように開催回数や機会の工夫を図られたい。

③おおすみ未来会議の活動成果が見えないので、町も積極的に観光開発の働きかけに努められたい。

④本町の安定した行財政運営のために、今後とも地方交付税や国有資産等所在市町村交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度維持を引き続き政府に強く求められたい。また、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、一般財源化への取組として全国石油備蓄協議会等での積極的な要望活動に努められたい。

⑤柏原海岸漂着ごみは本町のごみ搬入量となっているが、広域の問題であるので大隅肝属広域事務組合で取り上げて問題の解決に努められたい。

⑥徴収の専門員を配置し、徴収の強化を図るためにも滞納処分を積極的に進め、税の公平性に努められたい。

⑦障害者福祉費のうち、特に自立支援サービス費については、町の負担が軽減されるように、国や県の負担を増やすよう働きかけに努められたい。

⑧敬老年金は、支給年齢の引上げを検討されたい。

⑨高齢者や交通弱者の交通手段については、全町を考慮した対応を検討されたい。

⑩水土里サークルの活動区域の拡大を図られたい。

⑪農業委員会においては、水土里サークル事業との連携を図りながら、耕作放棄地の解消に継続的に努められたい。

⑫堆肥センターの機器については、家畜ふん尿を取り扱うため腐食が進みやすく、また、異物混入により損傷を受けやすいので定期的な点検と整備に努められたい。

⑬高能力牛受精卵の移植については、受胎率の向上に努められたい。

⑭鳥獣被害防止対策については、捕獲方法（くくりわな等）を工夫し実績を上げられたい。

⑮農業公社を設置して、I・Uターンの受入れ体制を確立し、新規就農者や農業後継者の育成に努められたい。

⑯水道事業会計は赤字決算となっているが、急激な水道料金値上げにならないように

会 議 の 経 過

検討されたい。

⑰児童・生徒の学力・体力向上については、継続的かつ即効性のある対策を講じられたい。

⑱学校給食の食材は、つくり手の顔が見えるような地産地消に努め、一層、食育活動に力を入れられたい。

以上です。よろしく御審議願います。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから各件ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和2年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号 令和2年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第2号 令和2年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第3号 令和2年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和2年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号 令和2年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、認定第5号 令和2年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和2年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号 令和2年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第15 委員会の閉会中の継続審査の件

議 長（田之畑）

日程第15 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務民生常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長（田之畑）

日程第16 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

会 議 の 経 過

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長 (田之畑)

日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第3回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時38分